

介護現場の生産性向上の推進／経営の協働化・大規模化 （介護人材の確保と介護現場の生産性の向上）

1. 介護現場の生産性向上をとりまく概況
2. 令和3年度介護報酬改定の内容
3. 関連する各種意見・実証結果等
 - (1) 介護現場の生産性向上の推進
 - (2) 経営の協働化・大規模化
4. 現状と課題及び論点
5. 参考資料



1. 介護現場の生産性向上をとりまく概況

2. 令和3年度介護報酬改定の内容

3. 関連する各種意見・実証結果等

(1) 介護現場の生産性向上の推進

(2) 経営の協働化・大規模化

4. 現状と課題及び論点

5. 参考資料

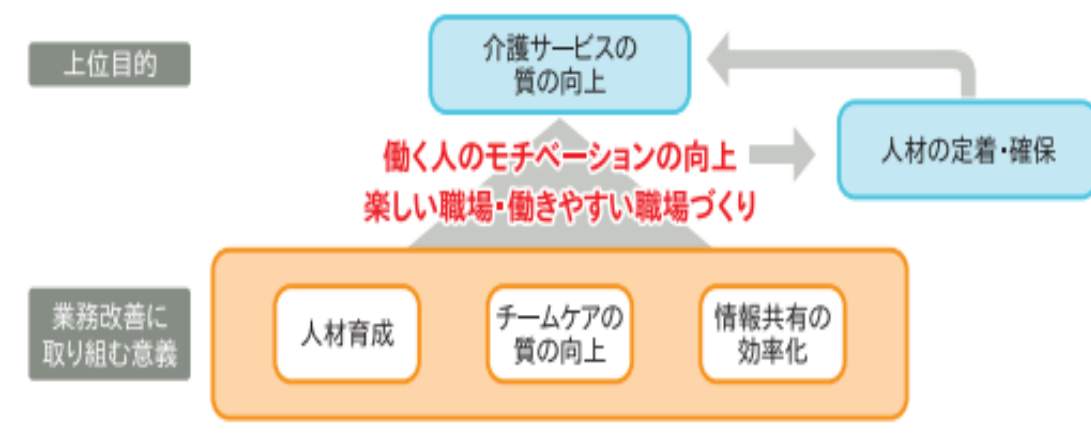
介護現場における生産性向上（業務改善）の捉え方と生産性向上ガイドライン

一般的な生産性向上の捉え方

- 業務のやり方を工夫することで、現在の業務から「ムリ」「ムダ」「ムラ」をなくし、業務をより安全に、正確に、効率的に行い、負担を軽くすることを目的として取り組む活動のこと。
- 生産性（Output（成果）/Input（単位投入量））を向上させるには、その間にあるProcess（過程）に着目することが重要



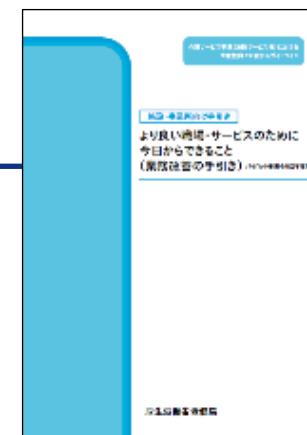
介護サービスにおける生産性向上の捉え方



介護現場における生産性向上とは、介護ロボット等のテクノロジーを活用し、業務の改善や効率化等を進めることにより、**職員の業務負担の軽減を図るとともに**、業務の改善や効率化により生み出した時間を直接的な介護ケアの業務に充て、利用者と職員が接する時間を増やすなど、**介護サービスの質の向上にも繋げていくこと。**

生産性向上に資するガイドラインの作成

- 事業所が生産性向上（業務改善）に取り組むための指針としてガイドラインを作成。
 - より良い職場・サービスのために今日からできること（自治体向け、施設・事業所向け）
 - 介護の価値向上につながる職場の作り方（居宅サービス分）
 - 介護サービスの質の向上に向けた業務改善の手引き（医療系サービス分）



<https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-seisansei.html>

【介護サービス事業における生産性向上に資するガイドライン】

より良い職場・サービスのために今日からできること（業務改善の手引き） （介護サービス事業における生産性向上に資するガイドライン）

① 職場環境の整備

取組前

取組後



② 業務の明確化と役割分担 （1）業務全体の流れを再構築

介護職の業務が
明確化されて
いない



業務を明確化し、
適切な役割分担を
行いケアの質を向上



介護職員が
専門能力を發揮
介護助手
が実施

② 業務の明確化と役割分担 （2）テクノロジーの活用

職員の心理的
負担が大きい



職員の心理的
負担を軽減



③ 手順書の作成

職員によって異なる
申し送り



申し送りを
標準化



④ 記録・報告様式の工夫

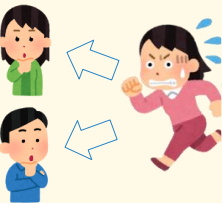
帳票に
何度も転記

タブレット端末や
スマートフォンによる
データ入力（音声入
力含む）とデータ共有

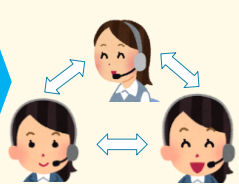


⑤ 情報共有の工夫

活動している
職員に対して
それぞれ指示



インカムを利用した
タイムリーな
情報共有



⑥ OJTの仕組みづくり

職員の教え方に
ブレがある



教育内容と
指導方法を統一



⑦ 理念・行動指針の徹底

イレギュラーな
事態が起こると
職員が自身で
判断できない



組織の理念や行動
指針に基づいた
自律的な行動



全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律案における介護保険関係の主な改正事項

I. 介護情報基盤の整備

- **介護保険者が被保険者等に係る医療・介護情報の収集・提供等を行う事業を医療保険者と一体的に実施**
 - ▶ 被保険者、介護事業者その他の関係者が当該被保険者に係る介護情報等を共有・活用することを促進する事業を介護保険者である市町村の地域支援事業として位置付け
 - ▶ 市町村は、当該事業について、医療保険者等と共同して国保連・支払基金に委託できることとする
※共有する情報の具体的な範囲や共有先については検討中。

II. 介護サービス事業者の財務状況等の見える化

- **介護サービス事業所等の詳細な財務状況等を把握して政策立案に活用するため、事業者の事務負担にも配慮しつつ、財務状況を分析できる体制を整備**
 - ▶ 各事業所・施設に対して詳細な財務状況（損益計算書等の情報）の報告を義務付け
※職種別の給与（給料・賞与）は任意事項。
 - ▶ 国が、当該情報を収集・整理し、分析した情報を公表

III. 介護サービス事業所等における生産性の向上に資する取組に係る努力義務

- **介護現場における生産性の向上に関して、都道府県を中心に一層取組を推進**
 - ▶ 都道府県に対し、介護サービス事業所・施設の生産性の向上に資する取組が促進されるよう努める旨の規定を新設 など

IV. 看護小規模多機能型居宅介護のサービス内容の明確化

- **看多機について、サービス内容の明確化等を通じて、更なる普及を進める**
 - ▶ 看多機のサービス内容について、サービス拠点での「通い」「泊まり」における看護サービス（療養上の世話又は必要な診療の補助）が含まれる旨を明確化 など

V. 地域包括支援センターの体制整備等

- **地域の拠点である地域包括支援センターが地域住民への支援をより適切に行うための体制を整備**
 - ▶ 要支援者に行う介護予防支援について、居宅介護支援事業所（ケアマネ事業所）も市町村からの指定を受けて実施可能とする など

介護サービス事業所等における生産性の向上に資する取組に係る努力義務

改正の趣旨

- ・介護現場において、生産性向上の取組を進めるためには、一つの介護事業者のみの自助努力だけでは限界があるため、**地域単位で、モデル事業所の育成や取組の伝播等を推進していく必要がある**。一方、事業者より、「地域においてどのような支援メニューがあるのか分かりにくい」との声があるなど、**都道府県から介護現場に対する生産性向上に係る支援の取組の広がりが限定的となっている実態がある**。
- ・都道府県を中心に一層取組を推進するため、**都道府県の役割を法令上明確にする改正を行うとともに、都道府県介護保険事業支援計画において、介護サービス事業所等における生産性向上に資する事業に関する事項を任意記載事項に加える改正を行う**。

改正の概要・施行期日

- ・**都道府県に対する努力義務規定の新設**
都道府県に対し、介護サービスを提供する事業所又は施設の生産性の向上に資する取組が促進されるよう努める旨の規定を新設する。
- ・**都道府県介護保険事業支援計画への追加**
都道府県介護保険事業支援計画の任意記載事項に、介護サービス事業所等の生産性の向上に資する事業に関する事項を追加する。
※ 市町村介護保険事業計画の任意記載事項についても、生産性の向上に資する都道府県と連携した取組に関する事項を追加する。
- ・施行期日：令和6年4月1日

1. 介護現場の生産性向上をとりまく概況



2. 令和3年度介護報酬改定の内容

3. 関連する各種意見・実証結果等

(1) 介護現場の生産性向上の推進

(2) 経営の協働化・大規模化

4. 現状と課題及び論点

5. 参考資料

4. (2)テクノロジーの活用や人員基準・運営基準の緩和を通じた 業務効率化・業務負担軽減の推進

改定事項

- ① 見守り機器等を導入した場合の夜勤職員配置加算等の見直し
- ② 見守り機器を導入した場合の夜間における人員配置基準の緩和
- ③ テクノロジーの活用によるサービスの質の向上や業務効率化の推進
- ④ 会議や多職種連携におけるICTの活用
- ⑤ 薬剤師による情報通信機器を用いた服薬指導の評価
- ⑥ 療養通所介護の利用者の状態確認におけるICTの活用
- ⑦ 人員配置要件の明確化
- ⑧ オペレーターの配置基準等の緩和
- ⑨ 認知症グループホームの夜勤職員体制の見直し
- ⑩ 管理者交代時の研修の修了猶予措置
- ⑪ 介護老人福祉施設等の人員配置基準の見直し
- ⑫ 看護職員の配置基準の見直し
- ⑬ 管理者の配置基準の緩和
- ⑭ 外部評価に係る運営推進会議の活用
- ⑮ 計画作成担当者の配置基準の緩和

4. (2)① 見守り機器等を導入した場合の夜勤職員配置加算の見直し

概要

【介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、短期入所生活介護】

- 介護老人福祉施設及び短期入所生活介護の夜勤職員配置加算について、令和2年度に実施した介護ロボットの導入効果に関する実証結果を踏まえつつ、職員の負担軽減や職員毎の効率化のばらつきに配慮して、見守り機器やインカム等のICTを導入する場合の更なる評価を行う。【告示改正】

単位数

- 変更なし

※ 指定介護老人福祉施設における夜勤職員配置加算

(I) イ 22単位/日 従来型 (入所定員30人以上50人以下)	(I) ロ 13単位/日 従来型 (定員51人以上又は経過的小規模)	(II) イ 27単位/日 ユニット型 (定員30人以上50人以下)	(II) ロ 18単位/日 ユニット型 (定員51人以上又は経過的小規模)
---	--	--	---

算定要件等

- 介護老人福祉施設及び短期入所生活介護における夜勤職員配置加算の人員配置要件について、以下のとおり見直しを行う。
 - ① 現行の0.9人配置要件の見守り機器の導入割合の要件を緩和する。(現行15%を10%とする。)
 - ② 新たに0.6人配置要件を新設する。

	①現行要件の緩和 (0.9人配置要件)	②新設要件 (0.6人配置要件)
最低基準に加えて配置する人員	0.9人 (現行維持)	(ユニット型の場合) 0.6人 (新規) (従来型の場合) ※人員基準緩和を適用する場合は併給調整 ① 人員基準緩和を適用する場合 0.8人 (新規) ② ①を適用しない場合 (利用者数25名以下の場合等) 0.6人 (新規)
見守り機器の入所者に占める導入割合	10% (緩和: 見直し前15%→見直し後10%)	100%
その他の要件	安全かつ有効活用するための委員会の設置 (現行維持)	・夜勤職員全員がインカム等のICTを使用していること ・安全体制を確保していること (※)

- ②の0.6人配置要件については、見守り機器やICT導入後、右記の要件を少なくとも3か月以上試行し、現場職員の意見が適切に反映できるよう、夜勤職員をはじめ実際にケア等を行う多職種の職員が参画する委員会(具体的要件①)において、安全体制やケアの質の確保、職員の負担軽減が図られていることを確認した上で届け出るものとする。

※安全体制の確保の具体的な要件

- ① 利用者の安全やケアの質の確保、職員の負担を軽減するための委員会を設置
- ② 職員に対する十分な休憩時間の確保等の勤務・雇用条件への配慮
- ③ 機器の不具合の定期チェックの実施(メーカーとの連携を含む)
- ④ 職員に対するテクノロジー活用に関する教育の実施
- ⑤ 夜間の訪室が必要な利用者に対する訪室の個別実施

4.(2)② 見守り機器等を導入した場合の夜間における人員配置基準の緩和

概要

【介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、短期入所生活介護★】

- 介護老人福祉施設等の夜間の人員配置基準について、令和2年度に実施した介護ロボットの導入効果に関する実証結果を踏まえつつ、職員の負担軽減や職員毎の効率化のばらつきに配慮して、見守り機器やインカム等のICTを導入する場合の従来型における夜間の人員配置基準を緩和する。【告示改正】

算定要件等

※併設型短期入所生活介護（従来型）も同様の改定

- 介護老人福祉施設（従来型）の夜間の人員配置基準の緩和にあたっては、利用者数の狭間で急激に職員人員体制の変更が生じないように配慮して、現行の配置人員数が2人以上に限り、1日あたりの配置人員数として、常勤換算方式による配置要件に変更する。ただし、配置人員数は常時1人以上（利用者数が61人以上の場合は常時2人以上）配置することとする。

現 行		
配置 人員数	利用者数25以下	1人以上
	利用者数26～60	2人以上
	利用者数61～80	3人以上
	利用者数81～100	4人以上
	利用者数101以上	4に、利用者の数が100を超えて25又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

→

見直し案		
配置 人員数	利用者数25以下	1人以上
	利用者数26～60	<u>1.6</u> 人以上
	利用者数61～80	<u>2.4</u> 人以上
	利用者数81～100	<u>3.2</u> 人以上
	利用者数101以上	<u>3.2</u> に、利用者の数が100を超えて25又はその端数を増すごとに <u>0.8</u> を加えて得た数以上

(要件)

- ・施設内の全床に見守り機器を導入していること
- ・夜勤職員全員がインカム等のICTを使用していること
- ・安全体制を確保していること (※)

※安全体制の確保の具体的な要件

- ①利用者の安全やケアの質の確保、職員の負担を軽減するための委員会を設置
- ②職員に対する十分な休憩時間の確保等の勤務・雇用条件への配慮
- ③緊急時の体制整備(近隣在住職員を中心とした緊急参集要員の確保等)
- ④機器の不具合の定期チェックの実施(メーカーとの連携を含む)
- ⑤職員に対するテクノロジー活用に関する教育の実施
- ⑥夜間の訪室が必要な利用者に対する訪室の個別実施

- 見守り機器やICT導入後、上記の要件を少なくとも3か月以上試行し、現場職員の意見が適切に反映できるよう、夜勤職員をはじめ実際にケア等を行う多職種の職員が参画する委員会（具体的要件①）において、安全体制やケアの質の確保、職員の負担軽減が図られていることを確認した上で届け出るものとする。

4. (2)③ テクノロジーの活用によるサービスの質の向上や業務効率化の推進

概要

【介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護】

- 介護老人福祉施設における日常生活継続支援加算及び特定施設入居者生活介護（介護付きホーム）における入居継続支援加算について、令和2年度に実施した介護ロボットの導入効果に関する実証結果を踏まえ、見守り機器やインカム、スマートフォン、介護記録ソフト等のICT等の複数のテクノロジー機器を活用する場合の新たな評価を行う。【告示改正】

単位数

- 変更なし
- ※ 介護老人福祉施設における日常生活継続支援加算（従来型） 36単位/日（ユニット型） 46単位/日
- ※ 特定施設入居者生活介護における入居継続支援加算（Ⅰ） 36単位/日（Ⅱ） 22単位/日

算定要件等

- 介護老人福祉施設における日常生活継続支援加算及び特定施設入居者生活介護（介護付きホーム）における入居継続支援加算について、テクノロジーを活用した複数の機器（見守り機器、インカム、記録ソフト等のICT、移乗支援機器）を活用し、利用者に対するケアのアセスメント評価や人員体制の見直しをPDCAサイクルによって継続して行う場合は、当該加算の介護福祉士の配置要件を緩和する。（現行6：1を7：1とする。）

（要件）

・テクノロジーを搭載した以下の機器を複数導入していること（少なくとも①～③を使用）

- ①入所者全員に見守り機器を使用
- ②職員全員がインカムを使用
- ③介護記録ソフト、スマートフォン等のICTを使用
- ④移乗支援機器を使用

・安全体制を確保していること（※）

※安全体制の確保の具体的な要件

- ①利用者の安全やケアの質の確保、職員の負担を軽減するための委員会を設置
- ②職員に対する十分な休憩時間の確保等の勤務・雇用条件への配慮
- ③機器の不具合の定期チェックの実施（メーカーとの連携を含む）
- ④職員に対するテクノロジー活用に関する教育の実施

- 見守り機器やICT等導入後、上記の要件を少なくとも3か月以上試行し、現場職員の意見が適切に反映できるよう、職員をはじめ実際にケア等を行う多職種の職員が参画する委員会（具体的要件①）において、安全体制やケアの質の確保、職員の負担軽減が図られていることを確認した上で届け出るものとする。

1. 介護現場の生産性向上をとりまく概況
2. 令和3年度介護報酬改定の内容
3. 関連する各種意見・実証結果等
 - ▶ (1) 介護現場の生産性向上の推進
 - (2) 経営の協働化・大規模化
4. 現状と課題及び論点
5. 参考資料

生産性向上の推進に関連する各種意見

令和3年度介護報酬改定に関する審議報告(社会保障審議会介護給付費分科会 令和2年12月23日)

(テクノロジーの活用)

- テクノロジーを活用した場合の人員基準の緩和等について、利用者の安全確保やケアの質、職員の負担、人材の有効活用の観点から、実際にケアの質や職員の負担にどのような影響があったのか等、施行後の状況を把握・検証するとともに、実証データの収集に努めながら、必要な対応や、介護サービスの質や職員の負担に配慮しつつ、更なる介護現場の生産性向上の方策について、検討していくべきである。

介護保険制度の見直しに関する意見(社会保障審議会介護保険部会 令和4年12月20日)

(施設や在宅におけるテクノロジーの活用)

- なお、現在実施している実証事業などで得られたエビデンス等を踏まえ、テクノロジーを活用した先進的な取組を行う介護付き有料老人ホーム等の人員配置基準を柔軟に取り扱うことの可否を含め、検討することとしている。

(介護現場のタスクシェア・タスクシフティング)

- 介護職員の業務負担軽減、介護サービスの質の確保の観点から、介護助手に切り分け可能な業務や切り分けたときに効果が高いと見込まれる業務の体系化、業務遂行上の留意点の整理、同じ職場で働く構成員としての介護助手の制度上の位置付けや評価・教育の在り方、専門職との連携も含め、サービス特性を踏まえた導入促進のための方策を引き続き検討することが適当である。また、人材の確保については、社会福祉協議会やシルバー人材センターなど、関係する団体とも連携しながら、特定の年齢層に限らず若者も含め幅広い年齢層を念頭に置きつつ、柔軟に対応することが必要である。

生産性向上の推進に関連する各種意見

規制改革実施計画(令和4年6月7日閣議決定) 抜粋

特定施設（介護付き有料老人ホーム）等における人員配置基準の特例的な柔軟化

- 厚生労働省は、ビッグデータ解析、センサーなどのICT技術の最大活用、介護補助職員の活用等を行う先進的な特定施設（介護付き有料老人ホーム）等において実証事業を実施し、現行の人員配置基準より少ない人員配置であっても、介護の質が確保され、かつ、介護職員の負担が軽減されるかに関する検証を行う。
- 厚生労働省は、当該検証の結果を踏まえ、先進的な取組を行うなど一定の要件を満たす高齢者施設における人員配置基準の特例的な柔軟化の可否について、社会保障審議会介護給付費分科会の意見を聴き、論点を整理する。
- 厚生労働省は、当該論点整理を踏まえ、同分科会の意見を聴き、当該特例的な柔軟化の可否を含めた内容に関する所要の検討を行い、結論を得次第速やかに必要な措置を講ずる。

(前段) 令和4年度措置

(中段) 令和4年度目途措置

(後段) 遅くとも令和5年度結論・措置

介護職員の働く環境改善に向けた政策パッケージ(令和4年12月23日) 抜粋

- 介護施設や在宅介護におけるこれらの機器の導入・活用について、介護報酬などでの評価のあり方について検討する。

1. 調査の目的

本事業では、令和3年度介護報酬改定に関する審議報告における課題として指摘された「テクノロジーを活用した場合の人員基準の緩和等の影響や施行後の状況の把握・検証」を行うため、これまでの調査研究事業等において把握してきた効果等も踏まえ、介護現場における介護ロボット等のテクノロジーの導入・活用状況やその効果について把握するとともに、令和3年度介護報酬改定施行後の効果検証を実施し、更なる介護現場の生産性向上の方策を検討するための課題等の整理を行うことを目的として実施した。

2. 調査方法

- アンケート調査では、22種類の全介護保険サービス(除く福祉用具貸与・特定福祉用具販売、介護予防サービス)施設・事業所のうち、計16,111ヶ所を調査対象とした。
- アンケート調査の調査票については、テクノロジーの導入・活用状況等の調査の観点から、介護現場で活用が想定される介護ロボット等のテクノロジーの種類をもとに、①「訪問系」②「通所系」③「入所・泊まり・居住系」の3種類で構成した。(各調査票別の対象サービス一覧はP2)
- アンケート調査対象については、厚生労働省介護保険総合データベースから抽出を行った。
- また、③「入所・泊まり・居住系」については、令和3年度介護報酬改定(テクノロジーを活用した場合の加算・人員基準の緩和等)施行後の実態状況調査も行うこととしており、テクノロジーを活用し、加算・人員基準の緩和等を算定している施設・事業所の回答数を一定数確保するため、1段階目の無作為抽出に加え、2段階目では、1段階で無作為抽出により選定した対象を除き、介護保険総合データベースより把握可能な、夜勤職員配置加算、日常生活継続支援加算または入居継続支援加算の要件の緩和を届出している施設・事業所を全数抽出した。
- 上記、アンケート調査の結果を踏まえ、テクノロジーを活用している介護施設・事業所に対するヒアリング調査を行った。

調査票名	発出数	回収数	回収率
①訪問系	3,775	1,346	35.7%
②通所系	2,600	922	35.6%
③入所・泊まり・居住系	9,736※	2,958	30.4%
合計	16,111※	5,226	32.4%

※ 2段階目抽出702ヶ所を含む。

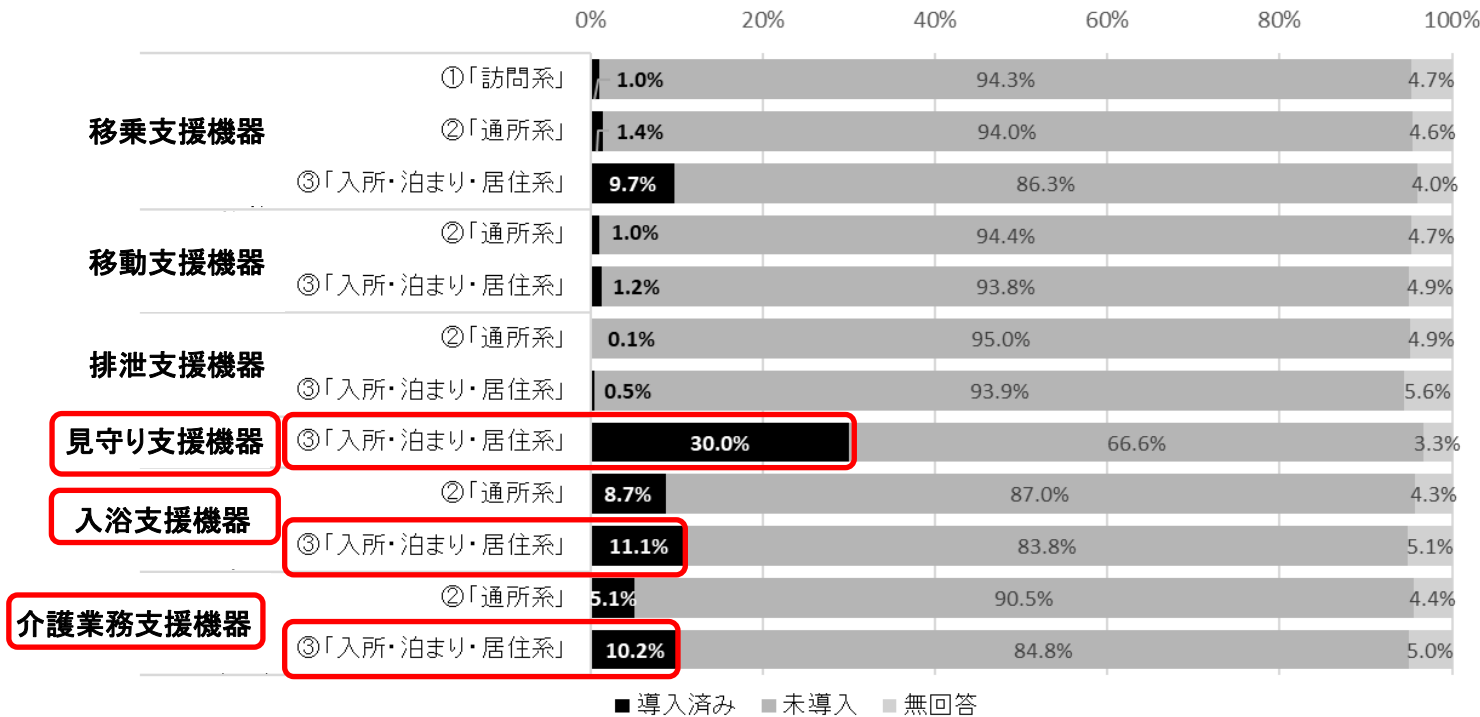
3. 調査結果概要

①介護ロボットの導入概況

- 全国の介護施設・事業所における介護ロボットの導入概況の把握を行った。その結果、「見守り支援機器」の③「入所・泊まり・居住系」における「導入済み」の回答割合は30.0%であった。
- その他、10%以上導入されている介護ロボットとしては、③「入所・泊まり・居住系」の「入浴支援機器」(11.1%)、「介護業務支援機器」(10.2%)が挙げられた。

図表1 介護ロボットの導入概況(1段階抽出のみ)

N=4,942



- ①「訪問系」: 問2の1(1) (移乗支援機器のみ)
- ②「通所系」: 問2の1(1) ~ (5) (見守り支援機器を除く)
- ③「入所・泊まり・居住系」: 問2の1(1) ~ (6)

【参考：調査票別配布対象サービス】

訪問系	訪問介護
	訪問入浴介護
	訪問看護ステーション
	訪問リハビリテーション
	居宅介護支援事業所
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護
夜間対応型訪問介護	
通所系	通所介護
	通所リハビリテーション
	地域密着型通所介護
入所・泊まり・居住系	認知症対応型通所介護
	短期入所療養介護
	小規模多機能型居宅介護
	認知症対応型共同生活介護
	複合型サービス (看護小規模多機能型居宅介護)
	介護老人保健施設
	短期入所生活介護
	特定施設入居者生活介護
	地域密着型介護老人福祉施設
	介護老人福祉施設
	地域密着型特定施設入居者生活介護
	介護医療院
	介護療養型医療施設

- ・ 介護現場で活用が想定される介護ロボット等のテクノロジーの種類をもとに、①「訪問系」、②「通所系」、③「入所・泊まり・居住系」それぞれで把握する介護ロボットの種類を限定している。
- ・ 調査対象の選定の際に2段階で追加で抽出した令和3年度介護報酬改定(テクノロジー)の加算届出施設・事業所を除外し、集計を行った。

② 目的別ICT機器・ソフトウェア等の利用状況

- 入力端末(記録業務)におけるICT機器の利用状況については、①「訪問系」・②「通所系」・③「入所・泊まり・居住系」ともに「据え置き型端末(デスクトップパソコン、大型ノートPC等)」が7~8割と最も多かった。
- 連絡・通話手段については、③「入所・泊まり・居住系」では「PHS」が53.9%と最も多かったが、①「訪問系」および②「通所系」では「携帯電話」がそれぞれ59.4%、59.7%と最も多かった。
- 会議・カンファレンス等の開催・参加におけるICT機器の活用について、いずれの調査票種類においても約6~7割がICT機器を利用し、開催・参加していた。

図表2 入力端末(記録業務)(1段階抽出のみ、複数回答可)

	件数	据え置き型端末(デスクトップパソコン等)	モバイル端末(スマートフォン、タブレットPC等)	スマートフォン	ICT機器を利用していない	無回答
①「訪問系」	1346	1026 76.2%	626 46.5%	448 33.3%	80 5.9%	64 4.8%
②「通所系」	922	663 71.9%	405 43.9%	90 9.8%	126 13.7%	41 4.4%
③「入所・泊まり・居住系」	2674	1933 72.3%	1414 52.9%	311 11.6%	363 13.6%	78 2.9%

図表3 連絡・通話手段(1段階抽出のみ、複数回答可)

	件数	携帯電話	スマートフォン	PHS	インカム	ウェアラブルデバイス(内線電話を含む)	ICT機器・ソフトウェア(内線電話を含む)	無回答
①「訪問系」	1346	800 59.4%	783 58.2%	137 10.2%	40 3.0%	40 3.0%	72 5.3%	
②「通所系」	922	550 59.7%	303 32.9%	127 13.8%	42 4.6%	127 13.8%	50 5.4%	
③「入所・泊まり・居住系」	2674	1076 40.2%	629 23.5%	1441 53.9%	218 8.2%	326 12.2%	106 4.0%	

- ①「訪問系」:問3の1(1)
- ②「通所系」:問3の1(1)
- ③「入所・泊まり・居住系」:問3の1(1)

図表4 会議・カンファレンス等の開催・参加(1段階抽出のみ、複数回答可)

	件数	据え置き型端末(デスクトップパソコン等)	モバイル端末(スマートフォン、タブレットPC等)	スマートフォン	ICT機器を利用していない	無回答
①「訪問系」	1346	706 52.5%	468 34.8%	240 17.8%	384 28.5%	72 5.3%
②「通所系」	922	379 41.1%	247 26.8%	76 8.2%	370 40.1%	43 4.7%
③「入所・泊まり・居住系」	2674	1067 39.9%	917 34.3%	157 5.9%	1099 41.1%	92 3.4%

- ①「訪問系」:問3の1(4)
- ②「通所系」:問3の1(4)
- ③「入所・泊まり・居住系」:問3の1(4)

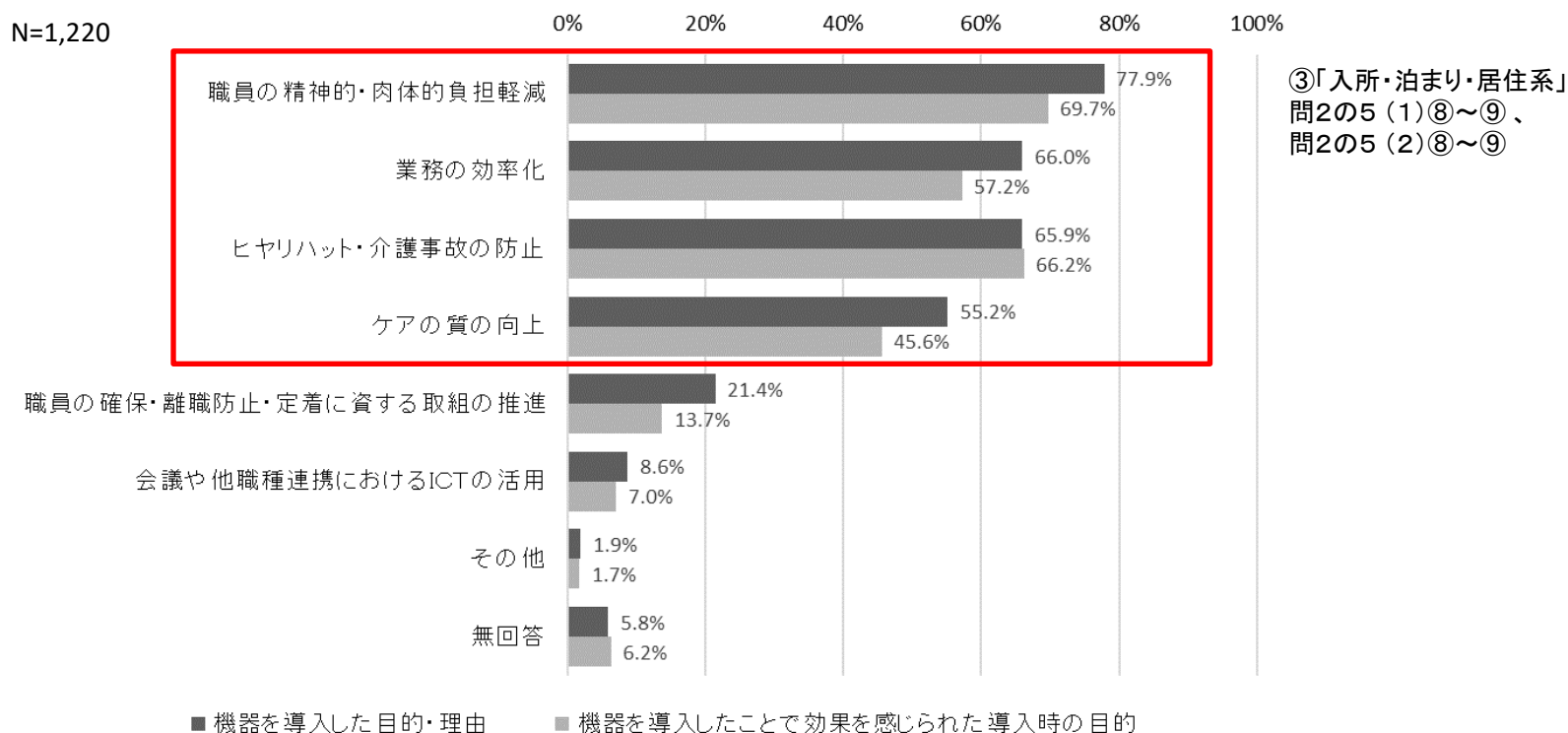
- ①「訪問系」:問3の1(5)
- ②「通所系」:問3の1(5)
- ③「入所・泊まり・居住系」:問3の1(5)

・調査対象の選定の際に2段階で追加で抽出した令和3年度介護報酬改定(テクノロジー)の加算届出施設・事業所を除外し、集計を行った。

③ 見守り支援機器の活用状況3

- 見守り支援機器を導入した目的・理由は、「職員の精神的・肉体的負担軽減」「業務の効率化」「ヒヤリハット・介護事故の防止」「ケアの質の向上」が上位に挙げられた。
- 見守り支援機器導入時に感じられた効果は、「職員の精神的・肉体的負担軽減」「業務の効率化」「ヒヤリハット・介護事故の防止」「ケアの質の向上」が上位に挙げられ、機器を導入した目的・理由と一致していた。

図表9 【見守り支援機器】機器を導入した目的・理由と機器を導入したことで効果を感じられた導入時の目的(複数回答可)



・ ③「入所・泊まり・居住系」において「見守り支援機器」の導入状況として「導入済み」と回答した施設・事業所のみを対象に集計。
 ・ 件数は、1種目、2種目それぞれについて回答があったものであり、回答施設・事業所数ではない。

④ 介護ロボットの安全な利用に向けた組織的な取り組み

- 介護ロボット・ICT等の導入に関する委員会の設置の有無について「設置している」と回答した割合については、③「入所・泊まり・居住系」が28.4%と最も高く、②「通所系」が9.7%、①「訪問系」は8.1%の順であった。
- 介護ロボット等の安全かつ有効活用するための委員会の設置の有無について「設置している」と回答した割合については、③「入所・泊まり・居住系」の28.4%が最も高く、次いで②「通所系」が5.5%、①「訪問系」が2.9%の順であった。
- 介護ロボット等の安全かつ有効活用するための委員会を「設置している」場合の設置形態については、③「入所・泊まり・居住系」では「リスクマネジメントに関する委員会と一緒に設置している」と回答した割合が43.7%と最も高かった。

図表10 介護ロボット・ICT等の導入に関する委員会の設置の有無

	件数	設置している	設置していない	無回答
①「訪問系」	347	28 8.1%	315 90.8%	4 1.2%
②「通所系」	165	16 9.7%	148 89.7%	1 0.6%
③「入所・泊まり・居住系」	1153	327 28.4%	812 70.4%	14 1.2%

図表11 介護ロボット等の安全かつ有効活用するための委員会の設置の有無

	件数	設置している	設置していない	無回答
①「訪問系」	347	10 2.9%	328 94.5%	9 2.6%
②「通所系」	165	9 5.5%	153 92.7%	3 1.8%
③「入所・泊まり・居住系」	1153	327 28.4%	796 69.0%	30 2.6%

- ①「訪問系」: 問5の1(1)
- ②「通所系」: 問5の1(1)
- ③「入所・泊まり・居住系」: 問5の1(1)

図表12 委員会を設置している場合の設置形態

	件数	独立した委員会として設置	介護ロボットに関する委員会とICT等の導入に関する委員会と一緒に設置している	リスクマネジメントに関する委員会と一緒に設置している	設置記以外に委員会と一緒に設置している	無回答
①「訪問系」	10	4 40.0%	4 40.0%	2 20.0%		
②「通所系」	9	4 44.4%	3 33.3%	2 22.2%		
③「入所・泊まり・居住系」	327	52 15.9%	84 25.7%	143 43.7%	31 9.5%	17 5.2%

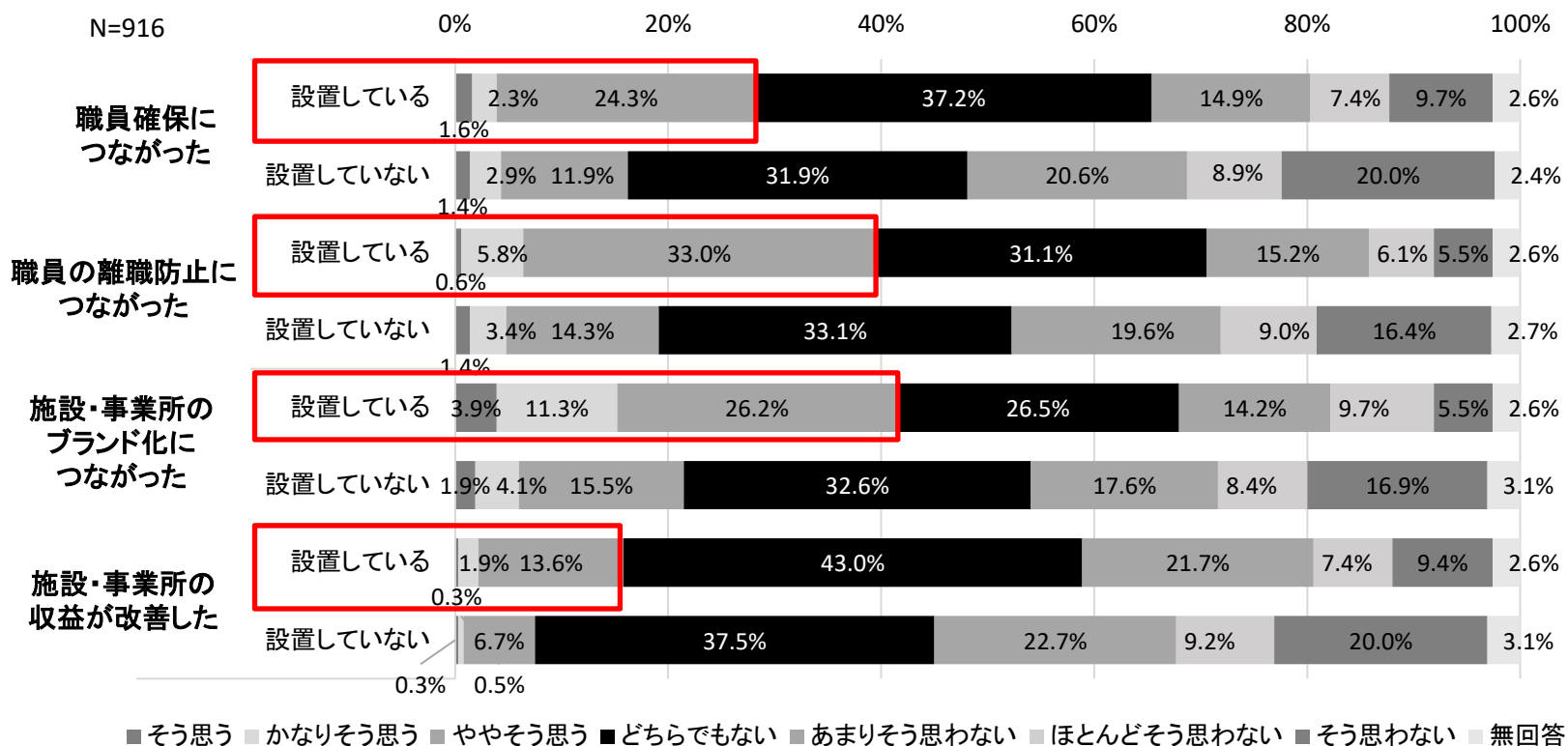
- ①「訪問系」: 問5の1(2)
- ②「通所系」: 問5の1(2)
- ③「入所・泊まり・居住系」: 問5の1(2)

- ①「訪問系」: 問5の1(2)
- ②「通所系」: 問5の1(2)
- ③「入所・泊まり・居住系」: 問5の1(2)

⑤ 委員会の設置有無別の機器を導入したことによる変化1:施設・事業所全体

○ 介護ロボット等の安全かつ有効活用するための委員会の設置有無別の施設・事業所全体の変化については、いずれの項目においても「設置している」と回答した方が、「ややそう思う」～「そう思う」と回答した割合が高かった。

図表13 介護ロボット等の安全かつ有効活用するための委員会の設置有無別 ③「入所・泊まり・居住系」問2の1
 機器を導入したことによる施設・事業所全体の変化 (8)①～④

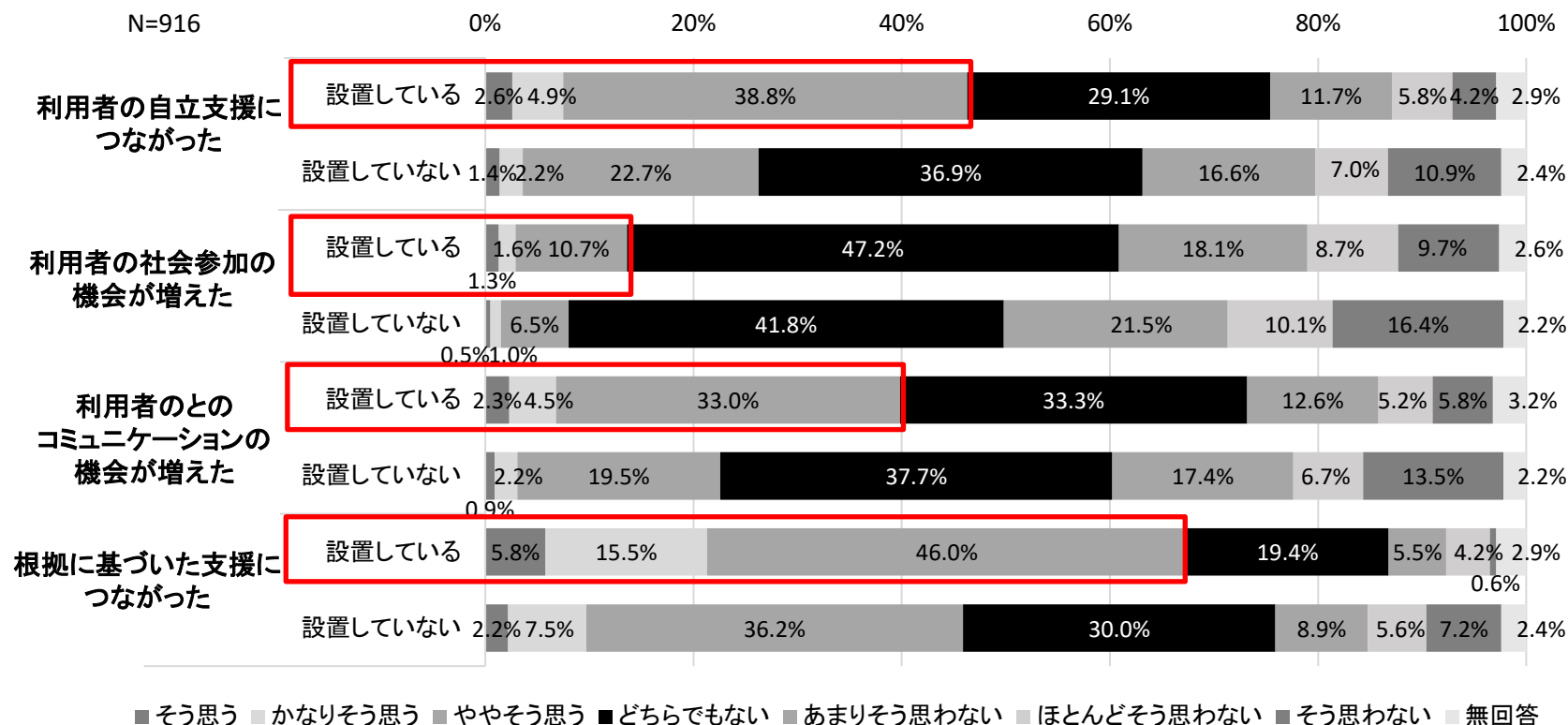


・ ③「入所・泊まり・居住系」において、いずれかの介護ロボットについて「導入済み」と回答、かつ「介護ロボット等の安全かつ有効活用するための委員会の設置有無別」に回答があった施設・事業所のみを対象に集計

⑤ 委員会の設置有無別の機器を導入したことによる変化2: 利用者の行動等の変化

○ 介護ロボット等の安全かつ有効活用するための委員会の設置有無別の利用者の行動等の変化については、いずれの項目においても「設置している」と回答した方が、「ややそう思う」～「そう思う」と回答した割合が高かった。

図表14 介護ロボット等の安全かつ有効活用するための委員会の設置有無別機器を導入したことによる利用者の行動等の変化
 ③「入所・泊まり・居住系」問2の1 (9)①～④



・③「入所・泊まり・居住系」において、いずれかの介護ロボットについて「導入済み」と回答、かつ「介護ロボット等の安全かつ有効活用するための委員会の設置有無別」に回答があった施設・事業所のみを対象に集計

⑥ 介護ロボット・ICT機器等の活用にあたっての教育・研修の状況

- 直近1年以内の介護ロボット・ICT活用に関する外部の教育・研修の実施状況については、「参加した」と回答した割合は、③「入所・泊まり・居住系」で最も高く19.9%、次いで①「訪問系」が18.2%、②「通所系」が12.1%であった。直近1年以内の介護ロボット・ICT活用に関する外部の教育・研修の参加者については、①「訪問系」・②「通所系」・③「入所・泊まり・居住系」いずれにおいても「施設長・管理者等の管理職」が約7～9割と最も多く、次いで「介護職員(パート等含む)」が約4～7割であった。
- 直近1年以内の介護ロボット・ICT活用に関する職員向け教育・研修の実施状況については、「実施した」と回答した割合は、①「訪問系」で最も高く28.5%、次いで③「入所・泊まり・居住系」が25.1%、②「通所系」が17.6%であった。直近1年以内の介護ロボット・ICT活用に関する職員向け教育・研修の対象者・参加者については、①「訪問系」・②「通所系」・③「入所・泊まり・居住系」いずれにおいても「介護職員(パート等含む)」が約8～10割と最も多くかった。

図表15 直近1年以内の介護ロボット・ICT活用に関する外部の教育・研修の実施状況

	件数	参加した	参加していない	無回答
①「訪問系」	347	63 18.2%	283 81.6%	1 0.3%
②「通所系」	165	20 12.1%	144 87.3%	1 0.6%
③「入所・泊まり・居住系」	1153	230 19.9%	907 78.7%	16 1.4%

①「訪問系」:
問4の1(1)
②「通所系」:
問4の1(1)
③「入所・泊まり・居住系」:
問4の1(1)

図表16 直近1年以内の介護ロボット・ICT活用に関する外部の教育・研修の参加者(複数回答可)

	件数	介護職員(パート等含む)	医療職職員	施設長・管理者等の管理職	事務を担う職員(パート等含む)	その他	無回答
①「訪問系」	63	24 38.1%	4 6.3%	46 73.0%	17 27.0%	7 11.1%	
②「通所系」	20	11 55.0%	8 40.0%	17 85.0%	8 40.0%	1 5.0%	
③「入所・泊まり・居住系」	230	160 69.6%	94 40.9%	176 76.5%	90 39.1%	15 6.5%	3 1.3%

①「訪問系」:
問4の1(3)
②「通所系」:
問4の1(3)
③「入所・泊まり・居住系」:
問4の1(3)

図表17 直近1年以内の介護ロボット・ICT活用に関する職員向け教育・研修の実施状況

	件数	実施した	実施していない	無回答
①「訪問系」	347	99 28.5%	245 70.6%	3 0.9%
②「通所系」	165	29 17.6%	135 81.8%	1 0.6%
③「入所・泊まり・居住系」	1153	289 25.1%	851 73.8%	13 1.1%

①「訪問系」:
問4の2(1)
②「通所系」:
問4の2(1)
③「入所・泊まり・居住系」:
問4の2(1)

図表18 直近1年以内の介護ロボット・ICT活用に関する職員向け教育・研修の対象者・参加者(複数回答可)

	件数	介護職員(パート等含む)	医療職職員	施設長・管理者等の管理職	事務を担う職員(パート等含む)	その他	無回答
①「訪問系」	99	82 82.8%	63 63.6%	82 82.8%	64 64.6%	8 8.1%	
②「通所系」	29	26 89.7%	18 62.1%	17 58.6%	9 31.0%	2 6.9%	
③「入所・泊まり・居住系」	289	282 97.6%	195 67.5%	187 64.7%	119 41.2%	10 3.5%	1 0.3%

①「訪問系」:
問4の2(3)
②「通所系」:
問4の2(3)
③「入所・泊まり・居住系」:
問4の2(3)

介護ロボット等による生産性向上の取組に関する効果測定事業(令和4年度実証事業)

目的

介護現場において、テクノロジーの活用やいわゆる介護助手の活用等による生産性向上の取組を推進するため、介護施設における効果実証を実施するとともに実証から得られたデータの分析を行い、次期介護報酬改定の検討に資するエビデンスの収集等を行うことを目的とする。

実証テーマ① 見守り機器等を活用した夜間見守り

令和3年度介護報酬改定（夜間の人員配置基準緩和等）を踏まえ、特養（従来型）以外のサービスも含め、夜間業務における見守り機器等の導入による効果を実証。

実証テーマ② 介護ロボットの活用

施設の課題や状況等に応じた適切な介護ロボットの導入とそれに伴う業務オペレーションの見直しによる効果を実証。

実証テーマ③ 介護助手の活用

身体的介護以外の業務や介護専門職のサポート等の比較的簡単な作業を行う、いわゆる介護助手を活用することによる効果を実証。

実証テーマ④ 介護事業者等からの提案手法

生産性向上の取組に意欲的な介護事業者等から、取組の目標や具体的な取組内容等に関する提案を受け付け、提案を踏まえた実証を実施。

想定する調査項目

※具体的な調査項目、調査手法（実証施設数含む）については、事業内に設置する有識者で構成する実証委員会にて検討

- ・ 介護職員の業務内容・割合がどのように変化したか
- ・ ケアの質が適切に確保されているかどうか（利用者のADL、認知機能、意欲等に関する評価、ケア記録内容 等）
- ・ 介護職員の働き方や職場環境がどう改善したのか（職員の勤務・休憩時間、心理的不安、意欲の変化 等） 等

実施スケジュール

4月～6月	実証施設選定（テーマ①～③）、提案募集・選定（テーマ④）、実証計画（調査項目・手法等）の策定
6月・7月	事前調査
9月・10月	事後調査（1回目）
11月・12月	事後調査（2回目）
12月～3月	データ分析、実証結果のとりまとめ

各テーマ共通の調査項目

職員向けタイムスタディ(下記は業務内容)

以下の業務に従事した時間を調査

- (直接介護) 移動・移乗・体位変換、排泄介助・支援、機能訓練・リハビリテーション、日常生活支援 等
- (間接業務) 巡回・移動、記録・文書作成、職員間の指導・教育 等

※実証テーマ④については、第三者の専門職(看護職)により、事後調査時において、適切な介護が行われているか、タイムスタディ調査が適切に実施されているかの確認を実施

利用者向け調査

- 利用者概要、ADL (Barthel Index)、認知機能・行動(認知症高齢者の日常生活自立度・DBD13)、意欲 (Vitality index)、QOL (WHO-5) 等

※LIFEの情報を活用予定(利用者概要、ADL、認知機能・行動、意欲に関する項目)

- (事後調査のみ) 社会参加の変化、ケア内容の変更、機器導入に対する意見 等

施設・職員向け調査

- 施設概要、勤務状況(労働時間、有給休暇取得状況、夜勤回数)、職員概要、心理的負担(心理的ストレス反応測定尺度SRS-18)、腰痛の状態(JLEQ) 等
- (事後調査のみ) 機器導入によるモチベーションの変化・職員や施設業務の変化、導入機器の満足度(QUEST) 等

その他調査

- 職員向け/利用者・家族向け匿名調査: 導入機器や機器を使ったケア、介護助手活用に関する満足度及び自由意見
※匿名性を担保した形でのWEB調査
- ヒヤリハットの状況調査
- テクノロジー導入費用調査 等

※赤字は第211回介護給付費分科会(令和4年7月5日)のご意見を踏まえて追加した調査項目

※調査項目によっては、一部のテーマで調査しないものもある。

実証テーマ① 見守り機器等を活用した夜間見守り 主な実証結果

導入目的

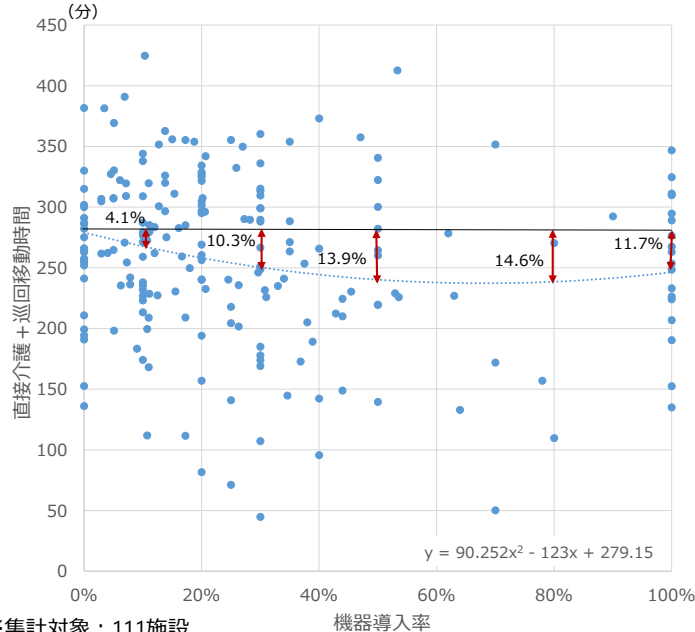
見守り機器を導入することにより、夜間におけるケアの質の確保及び職員の心理的・身体的負担の軽減を目指す。

主なオペレーションの変更

- ・ 定時巡視をなくし、もしくは定時巡視の頻度を減らして見守り機器での見守りを実施する。
- ・ 見守り機器で利用者の覚醒や離床のタイミングを把握し、利用者の睡眠を妨げずに排せつケアを実施する。
- ・ 転倒・転落リスクの高い利用者に見守り機器を導入し、転倒・転落を防止する。
- ・ 利用者の状況を見守り機器で随時確認することで、夜勤職員の心理的負担を軽減する。

- 令和2年度、令和3年度、令和4年度の実証結果を合算した結果では、「直接介護」と「巡回・移動」時間の合計は、見守り機器導入率が增加すると減少。

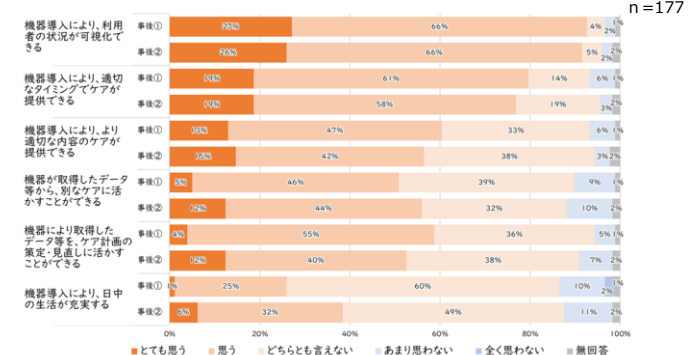
機器の導入率と「直接介護」及び「巡回・移動」時間合計の相関
(令和2年度、令和3年度、令和4年度の実証結果の合算)



※集計対象：111施設

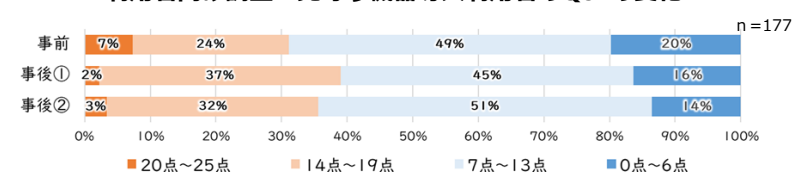
- 見守り機器導入で「利用者の状況が可視化できる」、「より適切なタイミングでケアが提供できる」との回答の割合が高かった。

利用者向け調査：見守り機器導入利用者へのケアの変更 n=177



- 見守り機器導入利用者のQOLの変化は、機器導入後は14点以上の割合が増加。

利用者向け調査：見守り機器導入利用者のQOLの変化



※WHO-5 精神的健康状態表を用いて評価。

主な実証結果

実証テーマ② 介護ロボットの活用：介護ロボットの活用に向けた手順

本テーマにおいては、実証の対象となる施設の課題やニーズを聴き、それらの状況に応じて、機器の選定や業務オペレーションの変更等を行った。課題やニーズに応じて4パターンとし、特に重要となる課題やニーズに対し当該実証を実施した。



主なオペレーション変更の事例

移乗支援（装着）

- 大柄な利用者の介助時について、小柄な職員の場合は2名体制で介助していたが、機器を装着した後は1名での介助に変更した。
- おむつなどの重量物を搬入する作業などバックヤードの業務の際に機器を装着して行うことで、職員の身体的な負担の削減を図った。



移乗支援（非装着）

- 職員2名で行っていた移乗作業について、1名分を移乗支援機器（非装着）に置き換えて、1名での介助に変更した。
- 具体的な移乗支援の流れについて、機器を居室、もしくは居室外の近傍に配置し、その都度、機器をベッドに移動させて移乗支援を行った。

排泄支援

- 定時でのトイレ誘導をなくし、排せつ支援機器の「そろそろ通知」（尿のたまり具合を基にした排尿前の通知）を基に、随時でのトイレ誘導に変更した。
- 随時での誘導が困難な場合、尿量のデータから、定時誘導の時間を変更して排泄ケアを行った。

介護業務支援

- 記録業務の手段をパソコンからスマートフォンに変更し、職員が持ち歩きながらケアの直後に記録の入力を行った。
- 職員間の連絡手段や申し送りについても、内線電話から上記スマートフォンのインカムに変更し、遠く離れた場所の職員の呼び出しや応援要請等を行った。



実証テーマ② 介護ロボットの活用：移乗支援(装着型) 主な実証結果

導入目的

移乗支援(装着型)を導入することで、利用者に合わせた適切なタイミングでの移乗支援を行い、利用者の行動範囲の広がりや職員の業務時間削減効果、また、入浴介助・おむつ交換・リネン交換等の中腰姿勢保持による職員負担軽減等を対象に実証を行い、当該効果を検証する。

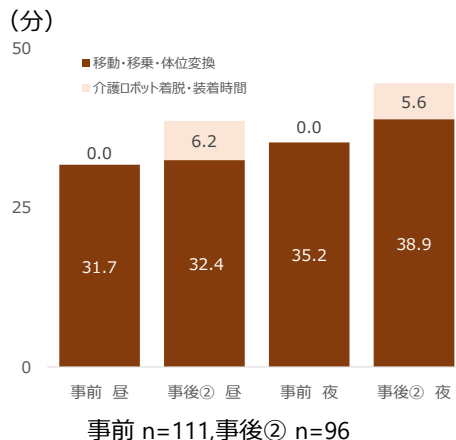
主なオペレーションの変更

- ・利用者に合わせた適切なタイミングでの移乗支援を行い、利用者の行動範囲の広がりやQOL向上を実現する。
- ・移動・移乗・体位変換の際に、機器を装着し、腰痛に対する悩みを削減する。
- ・移乗支援を2人介助から1人介助とすることで効率化し、職員全体での移乗支援に要する時間を削減する。

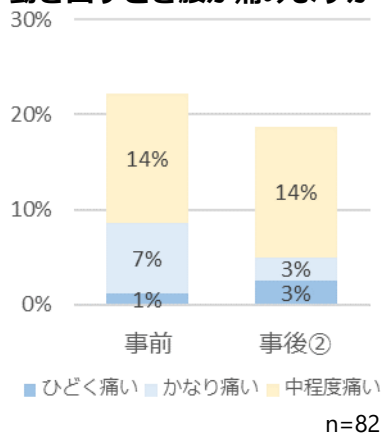
- 移乗支援機器導入による移動・移乗・体位変換にかかる業務時間は、介護ロボットの着脱・装着時間を含めると、やや増加した。
- 職員の腰痛の状態については、中程度痛い～ひどく痛いと回答した職員の割合がやや減少した。

- 機器導入前後のVitality indexの傾向に大きな変化は見られなかった。

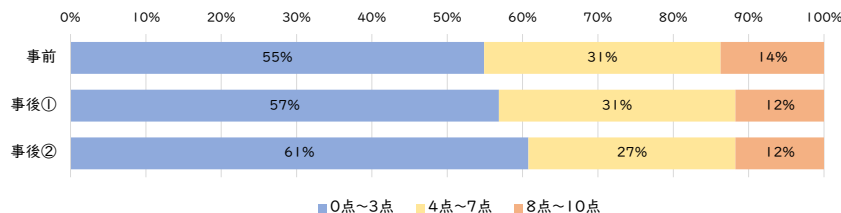
職員タイムスタディ調査結果※1※2



職員向け調査結果：この数日間、朝、起きて動き出すとき腰が痛みますか※3



利用者向け調査：Vitality index 合計点比較



n=51

主な実証結果

ヒアリング調査結果

- ・大柄な利用者のトイレ介助の場面で、小柄な職員が担当する際には事故を予防する観点から2人介助で対応していたが、機器を装着することで1人で介助することができた。
- ・おむつ交換、寝たきり利用者のベッド上の着替え、夜勤の際など、利用者が「寝ている姿勢」での介助の際に、中腰姿勢をとる場面で、アシストされていることを感じられた。
- ・おむつなどの重量物を搬入する作業などバックヤードの業務の際にこの機器を装着すると、荷物の上げ下ろしを楽にこなせるようになり、作業を効率的かつ身体的負担を軽くすることができた。

※1：各5日間の自記式による業務量調査(タイムスタディ)を実施した。職員1人1日に占める業務割合を算出

※2：コロナによる影響が大きかった施設を除外して集計

※3：小数点以下を四捨五入して表示している

実証テーマ② 介護ロボットの活用：移乗支援（非装着型） 主な実証結果

導入目的

移乗支援（非装着型）を導入することで、利用者の移乗希望時間にて移乗動作を可能とし、利用者の社会参加を促進する。利用者に合わせた適切なタイミングでの移乗支援を行うことで、これまで時間的制約のあった介護支援を促し、利用者のQOLの向上につなげる。
職員がマンパワーで行っていた移乗作業を機器に代替することで、職員の身体的負担の軽減につなげる。

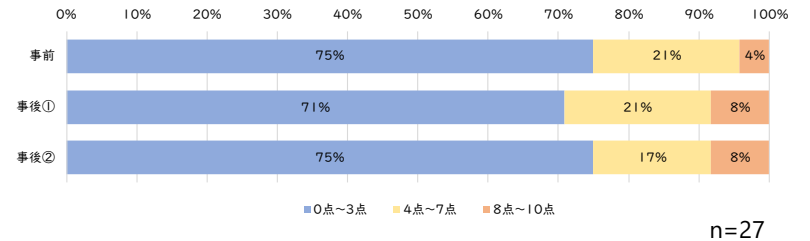
主なオペレーションの変更

- これまで、職員がマンパワーで行っていた移乗作業を、移乗支援機器（非装着型）に置き換えて行う。
- 機器を居室もしくは居室外の近傍に配置し、移乗動作の都度、移乗支援機器をベッドに移動させ移乗動作を行う。

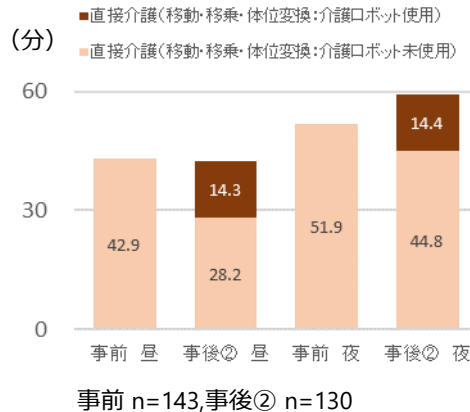
- 移乗支援機器導入による移動・移乗・体位変換にかかる業務時間は、昼間は大きな変化はなかったが、夜間では機器導入後に微増していた。
- 職員の腰痛の状態については、中程度痛い～ひどく痛いと回答した職員の割合がやや減少した。

- 機器導入前後のVitality indexの傾向に大きな変化は見られなかった。

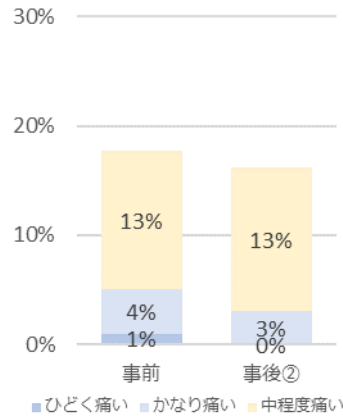
利用者向け調査：Vitality index 合計点比較



職員タイムスタディ調査結果※



職員向け調査結果：この数日間、朝、起きて動き出すとき腰が痛みますか



※ 各5日間の自記式による業務量調査（タイムスタディ）を実施した。職員1人1日に占める業務時間を算出

ヒアリング調査結果

- 腰だけでなく、手首と膝も楽になった。
- 利用者全員に移乗支援機器を使えたら、施設全体として腰痛改善効果はある。
- 利用者を抱える作業がなくなるので、腰痛のリスクが減った。
- 移乗支援機器自体の移動や、移乗操作自体で腰の負担はない。腰痛の職員が元々いなかった。
- 機器操作に職員2名揃う必要がなく、利用者の起床希望時間に起床できる。

実証テーマ② 介護ロボットの活用：排泄支援 主な実証結果

導入目的

トイレで自力で排尿できる利用者について、トイレ誘導しても排泄しないことも多かった（無駄な時間が発生していた）。排泄できるタイミングを把握しトイレに誘導することにより、職員の精神的・心理的負担の軽減や利用者がトイレで自力で排尿できる割合を増やし自立支援を促す。

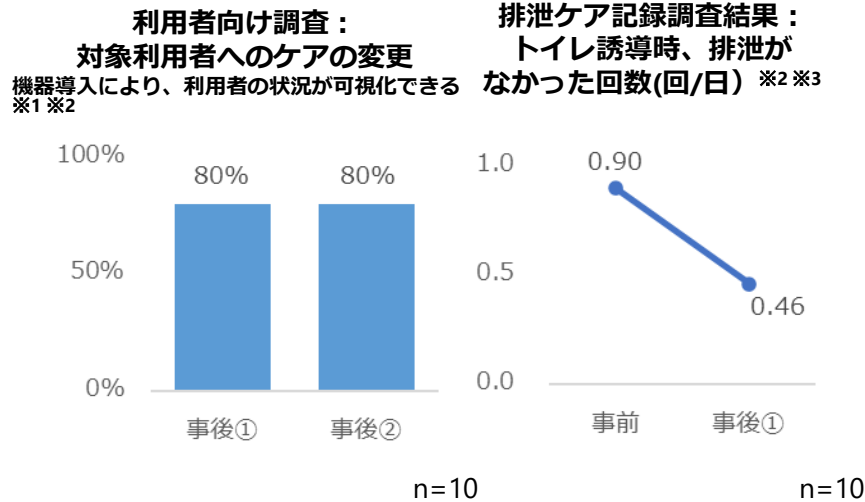
主なオペレーションの変更

- ・排せつ支援機器の「そろそろ通知」（尿のたまり具合を基にした排尿前の通知）を基に随時でのトイレ誘導に変更する。
- ・随時での誘導が困難な場合、尿量のデータから、定時誘導の時間を変更して排泄ケアを行う。

- 機器導入により利用者の状況が可視化できるようになった。
- 適切なタイミングでトイレ誘導することで、トイレ誘導時に排泄がなかった回数が減少し、適切な排泄支援につながった。

- トイレで自力で排尿できた割合が増加した。
- 自立支援により、おむつの使用が削減し皮膚トラブルが減った事例や利用者の表情の変化もみられた。
- 職員の心理的負担軽減や排泄ケアへの意識変化にもつながった。

主な実証結果

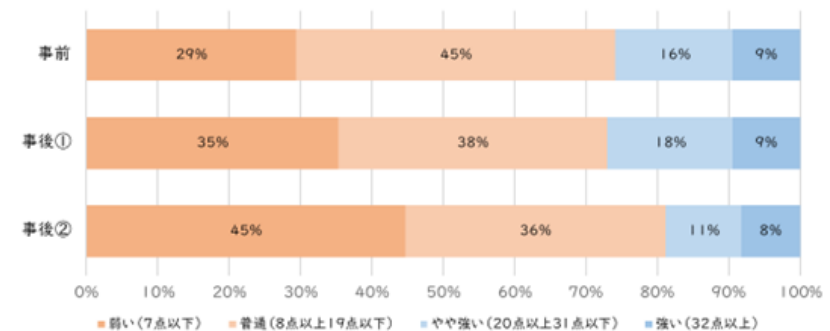


- ※1：「思う」「とても思う」と担当職員が回答した利用者数
- ※2：事前調査で、トイレ誘導時に排泄がなかった利用者を対象として集計
- ※3：事後②前後で新型コロナウイルスによる感染拡大による影響があった施設が多かったため事後①の結果を掲示

ヒアリング結果

- ・トイレでの排泄により残尿感が減るようで失禁量も少なく、皮膚トラブルが減った。おむつ代が月600～1300円削減した。
- ・自力で排泄ができると、表情が明るくなるようになった。
- ・排泄ケアに対する職員の意識が、パッド交換からトイレで尿を出し切ることが大事であるという考えに変化した。

職員向け調査結果：心理的負担評価※4



※4：心理的ストレス反応尺度（SRS18）

n=85

実証テーマ② 介護ロボットの活用：介護業務支援 主な実証結果

導入目的

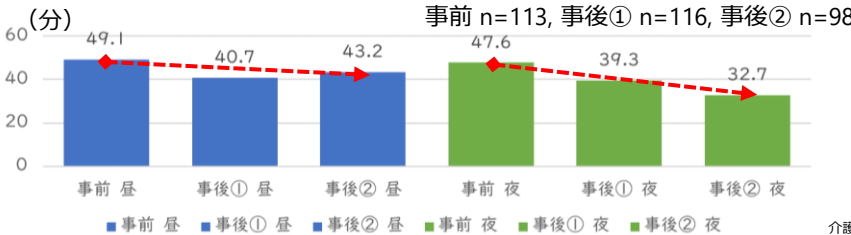
従来、パソコンやタブレットで行っていた記録業務をスマートフォンによる入力に変えることで、記録業務の効率化および記録の質の向上を図る。また、職員間の連絡調整をスマートフォンのインカムのアプリケーションを通じて行うことで、職員全体向けの案内や遠く離れたところの職員の呼び出し等の効率化を図る。

主なオペレーションの変更

- ・日々、介護業務の合間や後にまとめてパソコンやタブレットで行っていた記録業務について、スマートフォンを持ち歩き、ケアが終わった直後にタッチ入力（機器1）または音声入力（機器2）で行う。
- ・職員間の連絡調整についても、スマートフォンのインカム機能を活用して呼び出しを行う。
- ・削減できた記録・連絡調整等の時間については、利用者の自立支援や利用者とのコミュニケーションの時間に活用する。

- 機器の導入により、昼・夜ともに「記録・文書作成・連絡調整等」の業務時間の効率化が図られた。

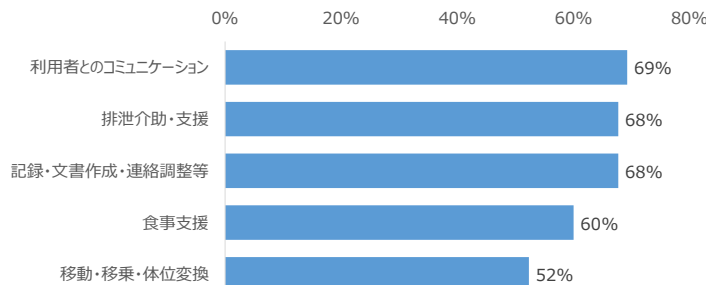
職員タイムスタディ調査結果：記録・文書作成・連絡調整等の変化※1※2



※1：実証期間中、記録業務の主な手段をスマートフォンへ移行できた施設のみを集計。
 ※2：各5日間の自記式による業務量調査を実施。職員1人1日に占める業務時間を算出

- 削減された業務時間の活用先としては、「利用者とのコミュニケーション」が最も多く挙げられた。

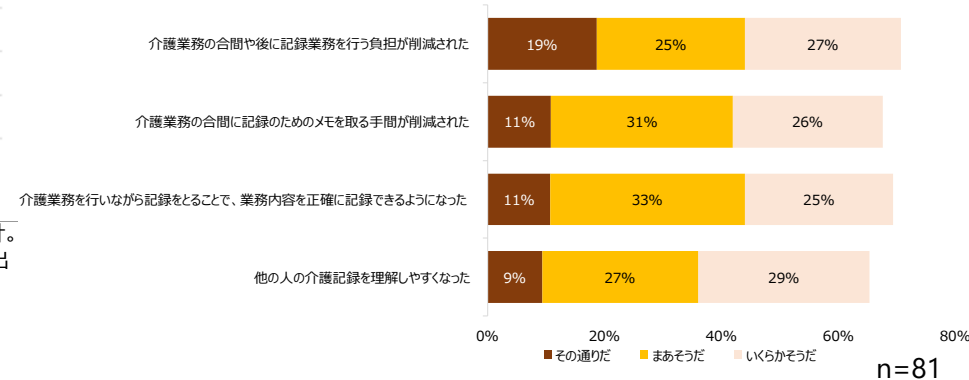
職員向け調査結果：削減された業務時間の活用先※2



※2：回答割合が高かった上位5項目のみ掲載

- 記録業務の質の向上については、いずれの項目においても6～7割の職員が肯定的な回答であった。

職員向け調査結果：記録業務の質の向上



主な実証結果

ヒアリング結果

- ・ 記録時間を削減できた分を、洗濯物をたたむ、車椅子を使わずに自力で時間をかけて移動する等、利用者さんがご自身でできることをやってもらう自立支援の時間に回すようにした。
- ・ インカムについて、病院への付き添いの際に医師からの質問について担当職員へ詳細を確認したり、医師からの説明事項をすぐ連携できた。
- ・ 外国人職員も音声入力で記録することで、日本人職員による記録の代行入力の手間が減った。

実証テーマ③ 介護助手の活用 主な実証結果

導入目的

介護職員の身体的・精神的な業務負担の軽減：介護助手を導入することにより、役割分担・機能分化を行い、介護職員が実施すべき本来業務（利用者へのケア）に注力できる体制や時間を創出する。

主なオペレーションの変更

- ・介護職員が時間の余裕を持って入居者に関わり、個々の入居者の希望やタイミングに合わせた対応や、気持ちにゆとりを持った言葉や介護の実践につなげる。

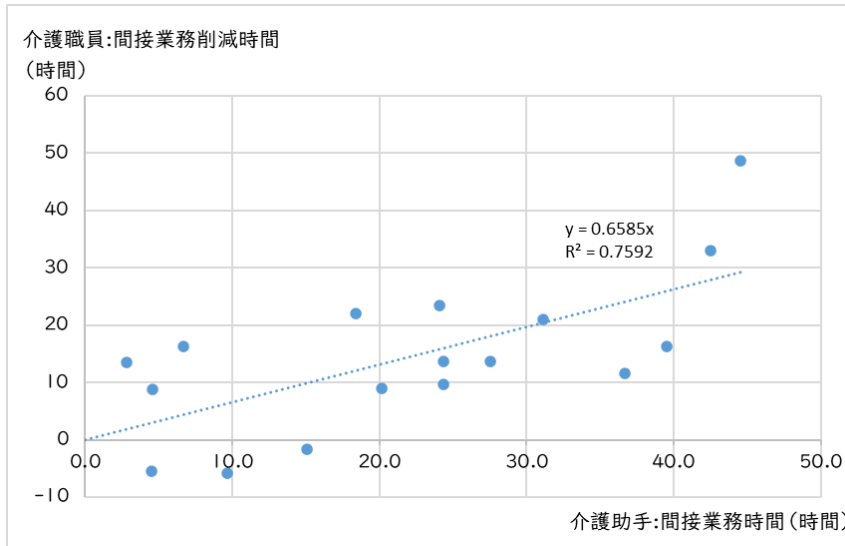
【本実証で介護助手が担った主な間接業務】

食事・おやつに関連する準備・片付け（配膳・下膳、お茶の準備等）、リネン交換・ベッドメイク、居室清掃・片付け、等

- 介護助手が間接業務を担う時間に応じて、介護職員の間接業務時間が削減する傾向が把握できた。

- 介護職員が利用者のケアに注力することで、介護職員に余裕ができ、結果として利用者の発語量や笑顔になる頻度等が増加する傾向が把握できた。

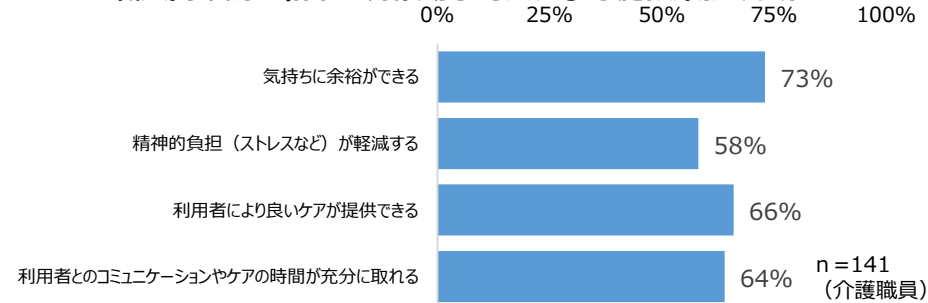
職員タイムスタディ調査結果



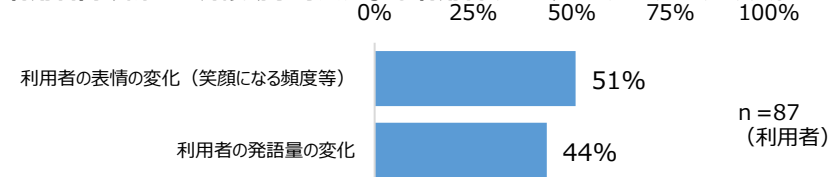
施設数：17施設

- ・各5日間の自記式による業務量調査（タイムスタディ）を実施した。
- ・介護職員間接業務削減時間は、「事後①・間接業務時間の合計」-「事前・間接業務時間の合計」で算出した。
- ・介護助手間接業務時間は、調査期間中の間接業務時間の合計を使用した。
- ・上記集計は、実証パターン④（事前・介護助手0人）の施設のみ対象に実施した。

職員向け調査結果：介護助手導入による施設業務の変化※1



利用者向け調査：介護助手導入による利用者のコミュニケーションの変化※2



※1：-3(そう思わない)～+3(そう思う)の7段階で評価した。+1～+3のいずれかに回答した職員の割合を示している。(いずれも事後②)

※2：-3(減少したと感じる)～+3(増加したと感じる)の7段階で評価した。+1～+3のいずれかに該当すると回答された利用者の割合を示している(回答は職員が実施)。(いずれも事後②)

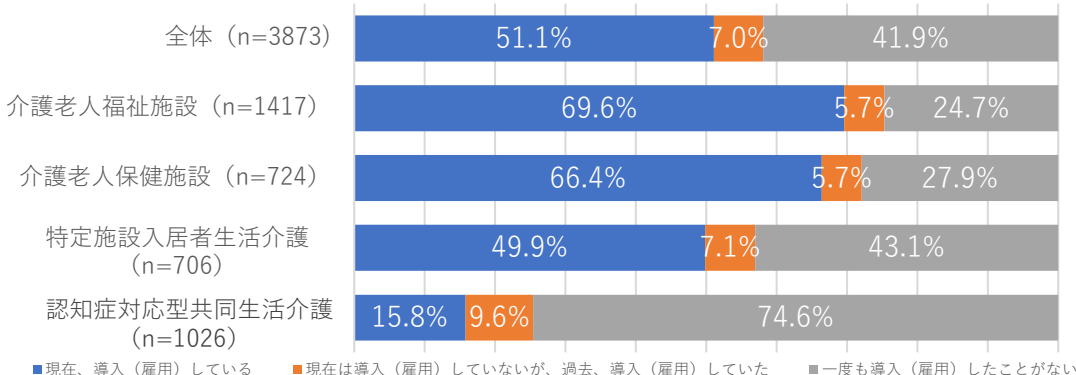
主な実証結果

介護助手活用の現状について

○ 現在、介護助手等を導入（雇用）している介護施設・事業所は全体の約51%を占めており、介護助手等として活躍されている方は、女性が全体の約81%、年齢は60歳以上が全体の約57%、保有している介護系の専門資格は「いずれの資格も保有していない」が全体の約59%を占めていた。

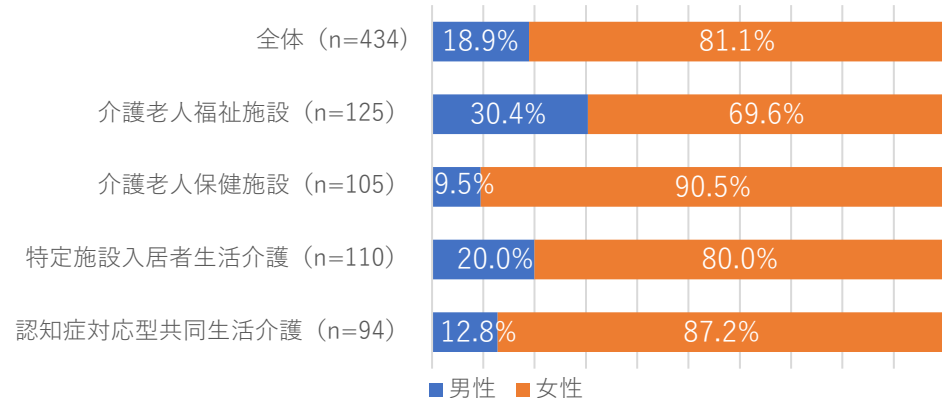
【介護助手等の導入（雇用）の有無】

0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80% 90% 100%



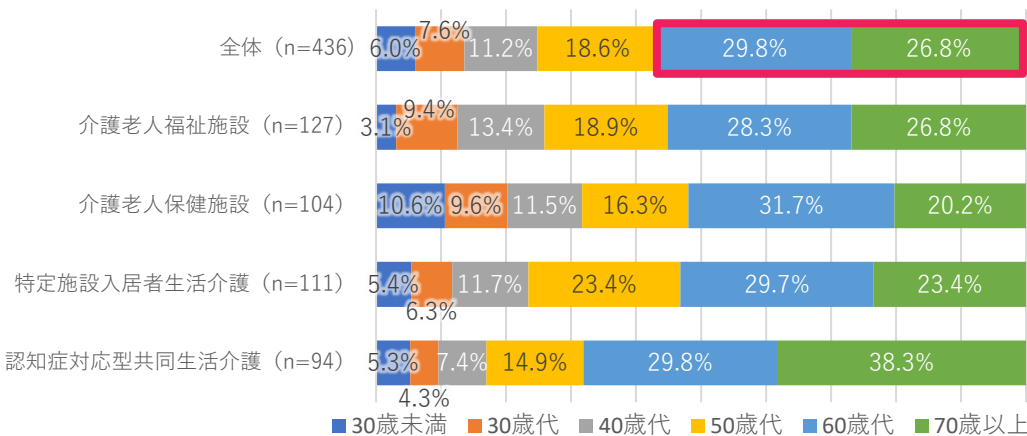
【性別】

0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80% 90% 100%



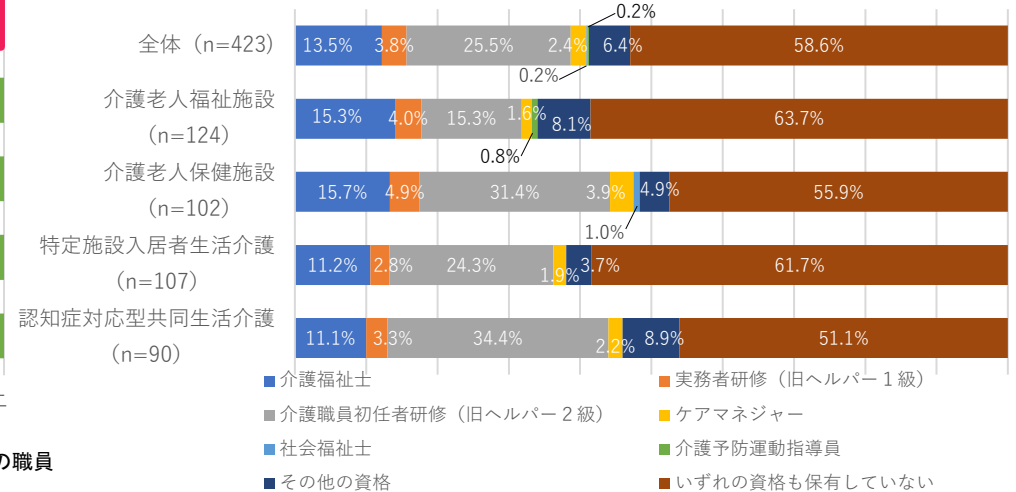
【年齢】

0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80% 90% 100%



【保有している介護系の専門資格（複数回答）】

0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80% 90% 100%



※ 本調査において、「介護助手等」を以下のいずれの項目を満たした方と定義している。

1. 介護施設・事業所もしくは介護施設・事業所を運営する法人と雇用関係にある（有償ボランティアや委託事業者の職員は除く）

2. 掃除や食事の配膳・片付け、ベッドメイキング、利用者の会話の相手、移動の付き添い、レクリエーションの実施や補助、【出典】令和4年度老健事業「介護助手等の導入に関する実態及び適切な業務の設定等に関する調査研究事業報告書」

実証テーマ④ 介護事業者等からの提案手法

事業受託者（(株)三菱総合研究所）HPにて、介護事業者等から生産性向上の取組に関する提案（テクノロジーや介護助手の活用等、複数の取組内容を含んだ提案）を募集し、応募のあった中から、事業内に設置する有識者で構成する実証委員会において、以下の3件を本テーマでの実証対象として選定。

提案者	実証施設数	主な取組内容	達成目標・目指す姿
社会福祉法人 善光会	特養 2施設	ケアの評価と改善のPDCAを実現するために、 ・これまでのケア記録に加えて追加で取得が必要なデータを推測し、記録を行う。 ・これらの記録と、複数の介護機器・センサーを用いて記録したデータを合わせたデータ群を分析することで、介護アウトカムに影響を与えるケア因子の特定を図る。	・テクノロジーを通じて取得するデータ、LIFE DBに格納されるデータを活用し、利用者状態・介護アウトカムを評価すること、介護アウトカムに影響を与えるケア因子を特定し改善に繋げることで科学的知見に基づく介護の新たなPDCAサイクルを創出することを目標とする。 ・本実証では、睡眠に関連する領域を中心にケアの質の改善を目指す。
SOMPOケア 株式会社	特定施設 12施設	・見守り機器、体位変換機器、入浴支援機器等各種テクノロジーの導入による介護の品質改善 ・介護補助職者（洗濯物の回収等、食事誘導・ゴミ回収・掃除）、外部業者（洗濯）の活用による介護職員の負担軽減 ・チャットツールによるリアルタイムでの情報共有 ・デジタル(データ)を活用した介護業務の最適化、効率改善 ・ITやデータを活用した職員間コミュニケーションの活性化による新たな働き甲斐の創造	・テクノロジーや介護補助職者の活用等により、介護専門職にしかできない業務に集中し、利用者と接する時間を伸ばすとともに、データを活用したPDCAサイクルを構築し、介護の品質改善、職員の負担軽減を進める。 ・上記取組を通じて、人員配置を効率化しても、利用者QOL・職員負荷等の指標において重大なマイナスインパクトが生じないことが定量的に確認されることを目指す。
株式会社 チャーム・ケア・コーポレーション	特定施設 3施設	・見守り機器・インカムの活用による夜勤業務軽減。 ・高機能のおむつを使用することによる夜間おむつ交換回数の削減による夜間良眠ケアの実践。 ・必要な対象者（褥瘡リスクのある方）に対する自動体位変換機能付きのエアマットの導入。 ・スマートハウス機器（switchbot）の活用。 ・コミュニケーション支援機器の活用。	・介護スタッフの夜勤回数が減少し、身体的、精神的な負担が軽減できることを目指す。 ・また、効果を実感することでスタッフがテクノロジーを活用する事のメリットを体感し、更なる機器活用のアイデアが生まれ、人と機器の役割を相互に理解した介護現場に変革していくことを目指す。

※各提案資料から、厚生労働省作成。

実証テーマ④ 社会福祉法人善光会 主な実証結果

導入目的

生産性向上やテクノロジー活用の加速のため、利用者の生活の質を向上を客観的に示す。複数のテクノロジーとデータを活用することにより、ケアの質の向上・エビデンスあるケアを提供する

主なオペレーションの変更

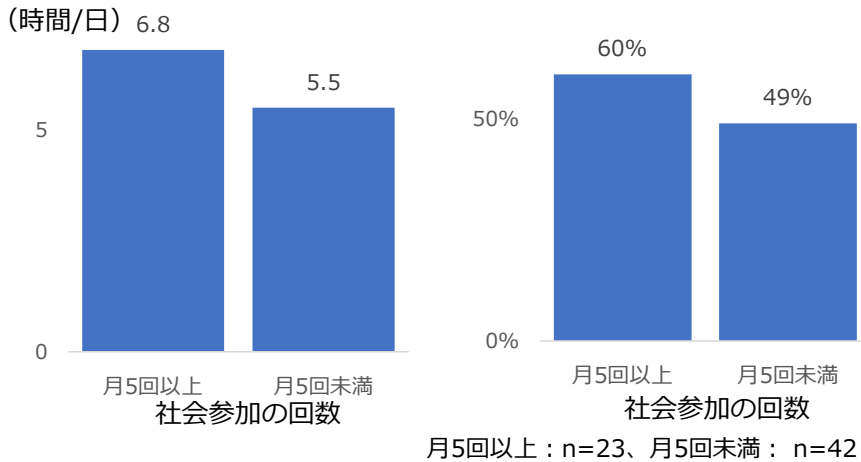
- ・ 機器・センサーを用いたデータ群分析にて、介護アウトカムに影響を与えるケア因子を特定する
- ・ ケア因子の改善を実施することで、ケアの質の向上を実現する
- ・ 睡眠やケアの状況等を対象データとする
- ・ 介護アウトカムは、睡眠時間や睡眠効率を対象とし、見守り機器及び介護業務支援機器から取得したデータを活用

- ケア記録をもとに、睡眠状況に影響をあたえるケア因子を分析した
- 睡眠時間・睡眠効率と利用者の社会参加に相関があり、いずれに対しても社会参加が有位に影響と確認された

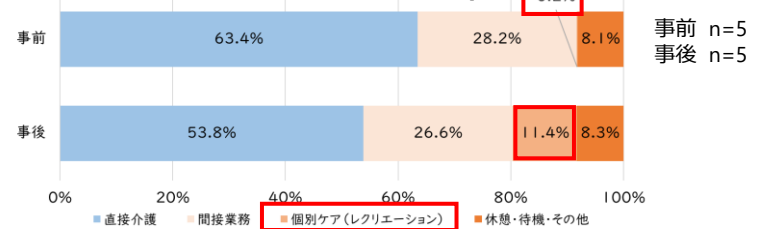
- オペレーション変更により、社会参加にかかるケア提供を増加 (0.2%⇒11.4%)
- 菓子作り等にてリハビリ・レクリエーションを提供

利用者向け調査結果
社会参加の回数と平均睡眠時間

利用者向け調査結果
社会参加の回数と平均睡眠効率※

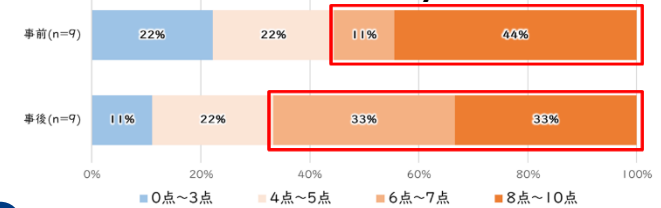


職員タイムスタディ調査結果



- 利用者の意欲の変化について、Vitality indexの合計点を比較すると、6点以上の割合が増加した

利用者向け調査 : Vitality index 合計点比較



- 利用者の前日の睡眠状況に応じて、社会参加活動に係るケア提供の調整を行った
- ケア提供を変更する⇒睡眠がよくなる⇒利用者の次の日の活動がよくなるというサイクルを実感できた

※睡眠効率は、夜間における在床時間に占める睡眠時間として算出

実証テーマ④ SOMPOケア株式会社 主な実証結果

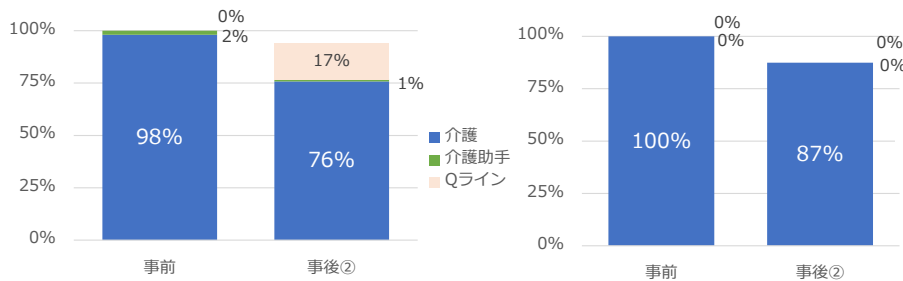
導入目的

テクノロジーや介護補助職者の活用等により、介護専門職にしかできない業務に集中し、利用者と接する時間を伸ばすデータを活用したP D C Aサイクルを構築し、介護の品質改善、職員の負担軽減を進める

- ▶ テクノロジーの活用及び介護補助職者（Qライン：クオリティライン）※1が間接業務を担ったことで、昼間の介護職員の総業務時間※2は76%に減少した。
- ▶ 夜間は介護補助職者はいなかったが、見守り機器活用や、夜勤者の業務を日勤帯に変更したことで、業務時間は87%に減少した。

※1：実証期間中は、介護職員のうち一定数をQラインとして配置し、安全確保をしつつ間接業務を実施した。

職員タイムスタディ調査結果※3：実証期間中の総業務時間の変化
昼間（7時～20時） 夜間（20時～翌7時）



事前 n=324
事後② n=323



職員

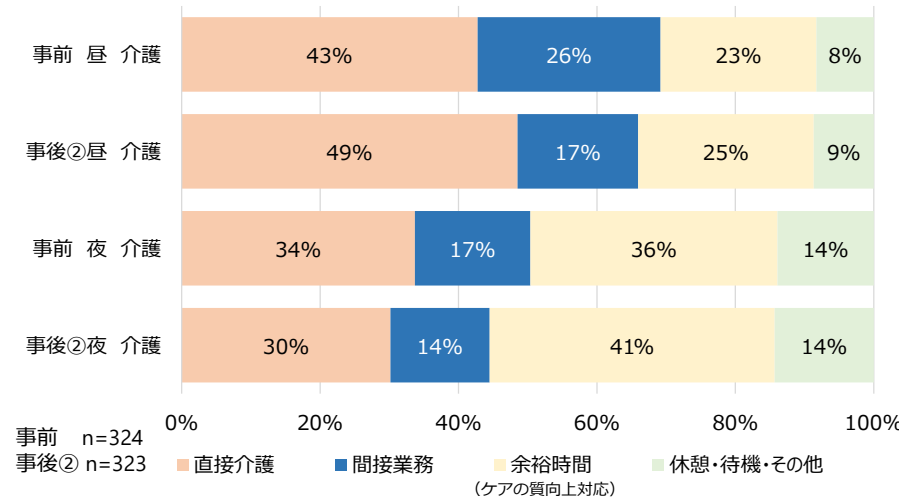
- 業務端末を用いた連絡方法に変更したことで、情報共有が漏れなくできるようになった。
- 体位変換装置を活用することでスタッフの訪室が減ったため、利用者の安眠が促進された。
- アクティビティの時間を確保することができた。

※2：各調査期間（7日間）に業務した全介護職員の業務時間のうち、直接介護及び間接業務時間の合算（休憩・待機及び余裕時間等は含まない）。事前調査期間の総業務時間合計を100%とした。

※3：事前の介護職員1人あたりの利用者数は2.49人（2.49：1）。

- ▶ 昼間における介護職員1人当たりの業務時間は、間接業務時間が減少し、直接介護及び余裕時間（ケアの質向上対応）が増加した。
- ▶ テクノロジー活用により、利用者の安眠が促進されるなど、ケアの質の向上につながる事例がみられた。

職員タイムスタディ調査結果※4



事前 n=324
事後② n=323

主な余裕時間（ケアの質向上対応）の使われ方

- 利用者の希望に応じた外出（散歩）の支援
- 利用者とのコミュニケーション量の増加
- 利用者の居室の整理支援
- レクリエーションのメニューの増加検討 等

※4：昼間（7時～20時）及び夜間（20時～翌7時）における介護職員の総業務時間を合計し、業務割合を算出。

主な実証結果

実証テーマ④ SOMPOケア株式会社 主な実証結果

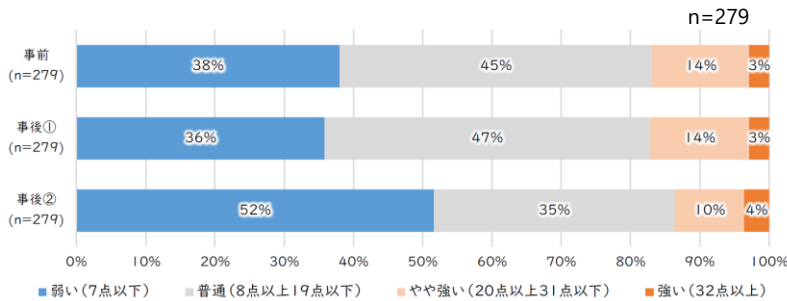
導入目的

テクノロジーや介護補助職者の活用等により、介護専門職にしかできない業務に集中し、利用者と接する時間を伸ばすデータを活用したP D C Aサイクルを構築し、介護の品質改善、職員の負担軽減を進める

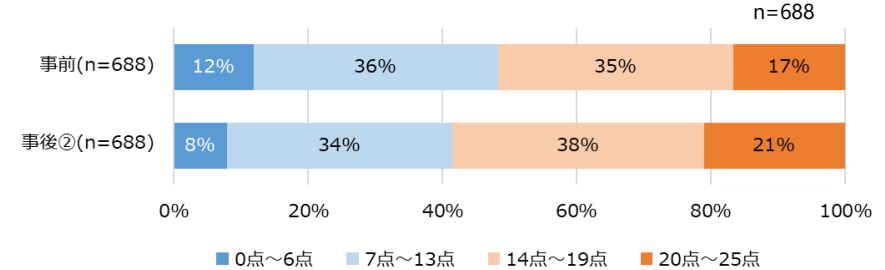
➤ 職員の心理的負担評価については、事前・事後において、大きな変化はなかった。

➤ 利用者のQOLのスコアを見ると、事前に比べ、事後において、得点が上昇する傾向が見られた。

職員向け調査結果：心理的負担評価※1



利用者向け調査結果：利用者のQOLスコアの変化※2



主な実証結果

職員ヒアリング結果

- 業務コミュニケーション機器により、朝夕の申し送りの時間をなくすことができた
- Qラインを活用して、モニタリング・アセスメントに係る打ち合わせを新たに実施できた
- 入浴支援機器により、移乗による転倒リスクが減り、より安全にケアができるようになったため、心理的負担が軽減した
- Qラインを活用して、新規採用者に間接介護からOJTにより教育することで、より早く現場に入られるようになった



利用者



職員

利用者ヒアリング結果

- 入浴支援機器のミストシャワーがとても気持ちが良い。家族からも「私も入りたい」と言われている。一家に一台欲しい
- 入浴支援機器のミストシャワーによりマッサージの効果もありそうで、贅沢な生活をさせてもらっている
- 機器導入のような新しい取組は賛成。本人が手を出さずともスタッフの操作により自動で危険なくケアを受けられる
- レクリエーションのメニューが増え、昨年からは書道ができるようになり参加するのが楽しみになった

※1：SRS-18を用いて評価。個人の合計点が0～7点を「弱い」、8～19点を「普通」、21～31点を「やや強い」、32点以上を「強い」と評価した

※2：WHO-5の結果。5項目の得点を「いつも」を5点～「まったくない」を0点として足し合わせた合計点。

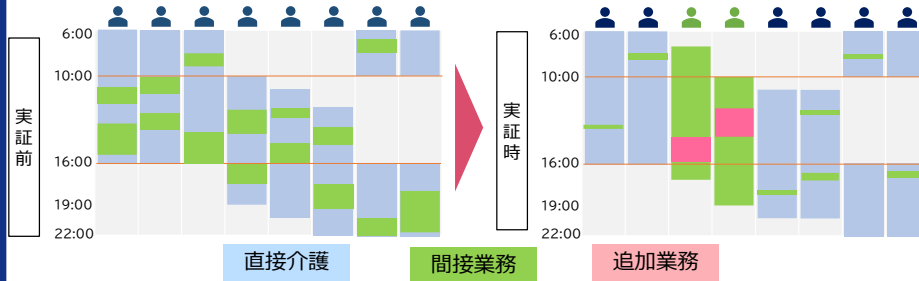
実証テーマ④ SOMPOケア株式会社 主な実証結果(参考)

導入目的

テクノロジーや介護補助職者の活用等により、介護専門職にしかできない業務に集中し、利用者と接する時間を伸ばすデータを活用したP D C Aサイクルを構築し、介護の品質改善、職員の負担軽減を進める

- ▶ 介護補助職者が対応可能な業務を洗い出し、間接業務は介護補助職者（Qライン）が対応
- ▶ 入浴支援機器を用いて、2人体制での機械浴から1人での入浴支援に変更
- ▶ 毎日の申し送りや付箋等を用いた業務連絡を廃止し、業務端末を用いた情報のやり取りに変更
- ▶ 介護職員が2時間おきに体位交換をしていた利用者について、体位変換装置を用いた体位変換に変更
- ▶ テクノロジー代替により削減できた直接介護と間接業務時間に品質改善の取組を追加

オペレーション変更のイメージ



主な導入機器

分類	導入機器	活用例
入浴支援	マイクロバブル発生機 シャワー浴 高機能ドライヤー	<ul style="list-style-type: none"> 利用者の入浴にかかる身体的負担軽減 入浴業務の効率化（2人介助を1人介助に）
食事支援	再加熱カート	<ul style="list-style-type: none"> 利用者の希望時間に合わせた食事提供 食事準備にかかる業務の効率化
食事支援	とろみサーバー	<ul style="list-style-type: none"> 食堂へ設置することで介護従事社へ依頼せずに自身で飲料を用意可能
体位交換	自動体位変換器	<ul style="list-style-type: none"> 褥瘡リスクの軽減 体位交換の業務負担軽減
アセスメント	自動体重測定器 車椅子体重計 電動爪切り 等	<ul style="list-style-type: none"> 各種計測の負担軽減・効率化
業務管理	業務コミュニケーションツール	<ul style="list-style-type: none"> 情報連携や記録の効率化

主なオペレーションの変更

【実証前】

- <業務例>
- 0600 起床介助
 - 0700 食事準備
 - 0700 移動介助
 - 0730 食事介助
 - 0730 配膳
 - 0800 下膳
 - 0830 移動介助
 - 0830 ベッドメイク
 - 0900 排泄介助
 - 1000 入浴準備
 - ...
 - 1030 入浴介助
 - 1030 居室清掃
 - ...

【実証時】

<直接ライン例>

- 0600 起床介助
- 0700 移動介助
- 0730 食事介助
- 0830 移動介助
- 0900 排泄介助
- ...
- 1030 入浴介助
- ...

<Qライン例>

- 0700 食事準備
- 0730 配膳
- 0800 下膳
- 0830 ベッドメイク
- 1000 入浴準備
- ...
- 1030 居室清掃
- ...
- 1400 ACP聞取り

実証テーマ④ 株式会社チャーム・ケア・コーポレーション 主な実証結果

導入目的

テクノロジーを活用したケアの割合を増やし、削減・効率化できた時間の業務を見直し、①従業員満足、②顧客満足の見点から、人員配置等の適正化を実施することを目的とする。

主なオペレーションの変更

【①従業員満足】

- ▶ 見守り機器等により夜勤業務量の適正化
- ▶ 高機能おむつにより適切な回数の夜間のおむつ交換の実現
- ▶ 自動体位変換機器により適切な体位交換回数の実現
- ▶ スマートハウス機器により必要十分な訪室回数の実現

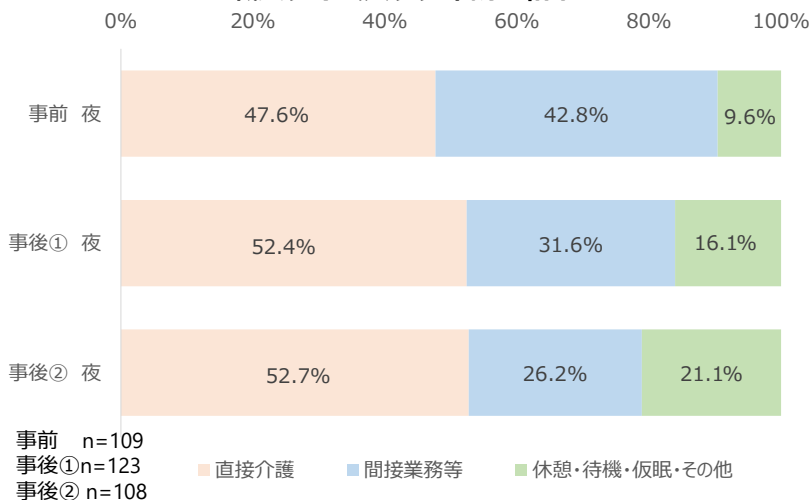
【②顧客満足】

- ▶ コミュニケーション支援機器により、入居者の不安・寂しさの軽減
- ▶ 睡眠の質の改善と日中の活動の変化

主な実証結果

- ▶ タイムスタディ調査の結果、実証施設全体で、夜間帯における「休憩・待機・仮眠」が増加し、「巡回・移動」が減少した。
- ▶ また、直接介護に係る時間の割合が増加した。

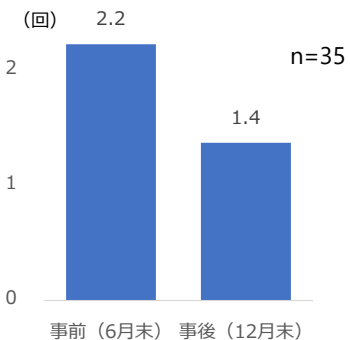
職員タイムスタディ調査結果※1



※1：各5日間の自記式による業務量調査（タイムスタディ）を実施した。
夜間（22時～翌8時）の業務時間を合算し、夜勤職員1人1日に占める業務割合を算出
（注）小数点以下の四捨五入により合計は必ずしも100%に一致しない場合がある。

- ▶ 夜間帯の訪室状況の調査の結果、夜間帯の利用者1人あたりおむつ交換回数※2は減少傾向であった。

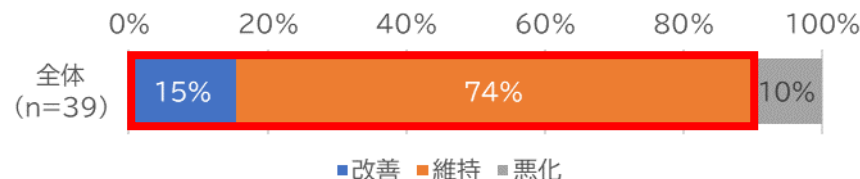
排泄記録調査結果：夜勤帯の利用者1人あたりおむつ交換回数



※2：各調査期間における、夜勤帯におむつ交換をした利用者の平均おむつ交換回数

- ▶ ブレーデンスケール（褥瘡に関する評価指標）※3の利用者別変化は、改善・維持の合計で89.8%となった。

利用者調査結果：ブレーデンスケール



※3：ブレーデンスケールとは、褥瘡が発生するリスクを客観的に評価するための作られた目安（スケール）。6項目で評価。

令和4年度実証事業の結果に関する各種意見 (社会保障審議会介護給付費分科会 令和5年4月27日)

(先進的な取組に関する実証について)

- 実証を開始する時点（テクノロジーの導入等先進的な取組を実施する以前の時点）における、利用者の要介護度や認知機能等の状態や、職員の就業年数等サービス提供体制の整備状況等について、十分に勘案するべきではないか。
- テクノロジーの導入等の取組が、サービスの質の維持・向上や、介護現場における業務負担の軽減に十分につながるものであるか、しっかりと分析すべきではないか。
- いわゆる介護助手（当該実証においては、Qライン（クオリティライン）と呼称）について、介護職員の業務とどのように切り分け、どのように定義し、介護報酬改定においてどのように取扱うかの議論を進めるべきではないか。
- 特定施設における実証の結果であることや、3：1より少ない人員の配置で介護が可能であるという実証結果が、いわゆる介護助手を含まない、直接介護のみに携わる介護職員のみ数字であることなどを踏まえ、人員配置基準の特例的な柔軟化においては、一定の要件を検討する必要があるのではないか。
- 施設規模等による傾向の違いや、平均した数値と個々の施設ごとの数値の差に考慮して、十分な分析を行うべきではないか。

(実証の進め方について)

- 透明性、普遍性、公平性に基づいた実証を行うために、プロトコルの作成等に留意して実証を進めるべきではないか。
- テクノロジーの活用やそれに紐づくプライバシーに配慮した取組について、利用者やご家族に十分にご理解をいただく方法で実証を進めるべきではないか。
- 実証を行う施設数を十分に確保するとともに、実証に関わる施設等に偏りのないように実証を行うべきではないか。

(今後の生産性向上の推進について)

- エビデンス、データをしっかり積み上げながら、今後の報酬改定に向けた論議につなげるとともに、一律の導入を進めるのではなく、まず焦点を絞って、積極的な導入を図るためのインセンティブ、補助金の在り方の検討が必要ではないか。
- 経営基盤が脆弱な小規模事業者では介護ロボット・ICTの導入が進んでいないことから、全ての事業者で導入が進むよう、導入した事業所については、介護報酬においてその取組を評価することで、さらなる導入を勧奨すべきではないか。
- ICT機器に関して、導入支援だけでなく、その後のランニングコストのサポートが必要ではないか。

介護ロボット等による生産性向上の取組に関する効果測定事業(令和5年度実証事業)

目的

介護現場において、テクノロジーの活用やいわゆる介護助手の活用等による生産性向上の取組を推進するため、介護施設における効果実証を実施するとともに実証から得られたデータの分析を行い、次期介護報酬改定の検討に資するエビデンスの収集等を行うことを目的とする。

実証テーマ① 見守り機器等を活用した夜間見守り

令和3年度介護報酬改定（夜間の人員配置基準緩和等）を踏まえ、特養（従来型）以外のサービスも含め、夜間業務における見守り機器等の導入による効果を実証。

実証テーマ② 介護ロボットの活用

施設の課題や状況等に応じた適切な介護ロボットの導入とそれに伴う業務オペレーションの見直しによる効果を実証。

実証テーマ③ 介護助手の活用

身体的介護以外の業務や介護専門職のサポート等の比較的簡単な作業を行う、いわゆる介護助手を活用することによる効果を実証。

実証テーマ④ 令和4年度提案手法の更なる検証

令和4年度に実証した提案手法（テクノロジーやいわゆる介護助手の活用、介護職員の業務整理等）による効果の更なる実証。

想定する調査項目

※具体的な調査項目、調査手法（実証施設数含む）については、事業内に設置する有識者で構成する実証委員会にて検討

- ・ 介護職員の業務内容・割合がどのように変化したか
- ・ ケアの質が適切に確保されているかどうか（利用者のADL、認知機能、意欲等に関する評価、ケア記録内容 等）
- ・ 介護職員の働き方や職場環境がどう改善したのか（職員の勤務・休憩時間、心理的不安、意欲の変化 等） 等

実施スケジュール

- | | |
|-------|----------------------------------|
| 4月～6月 | 実証施設選定（テーマ①～④）、実証計画（調査項目・手法等）の策定 |
| 6月・7月 | 事前調査 |
| 7月・8月 | 事後調査 |
| 9月～3月 | データ分析、実証結果のとりまとめ |

1. 介護現場の生産性向上をとりまく概況
2. 令和3年度介護報酬改定の内容
- 3. 関連する各種意見・実証結果等**
 - (1) 介護現場の生産性向上の推進
 - (2) 経営の協働化・大規模化**
4. 現状と課題及び論点
5. 参考資料



経営の協働化・大規模化に関連する各種意見

令和3年度介護報酬改定に関する審議報告（令和2年12月23日社会保障審議会介護給付費分科会）

抜粋

（地域の特性に応じたサービスの確保）

- 都市部、離島や中山間地域など、どの地域においても必要なサービスが確保されるよう、今回の改定における措置を検証しつつ、人材確保を含め、地域の実情に応じた必要な方策を引き続き検討すべきである。その際には、将来の地域ごとの介護ニーズの変化も踏まえながら、人材確保・サービスの確保に資する介護の経営の大規模化、各サービスの基準、サービス類型の在り方も含めた、サービス提供の在り方についても検討していくべきである。

介護保険制度の見直しに関する意見（令和4年12月20日社会保障審議会介護保険部会）

抜粋

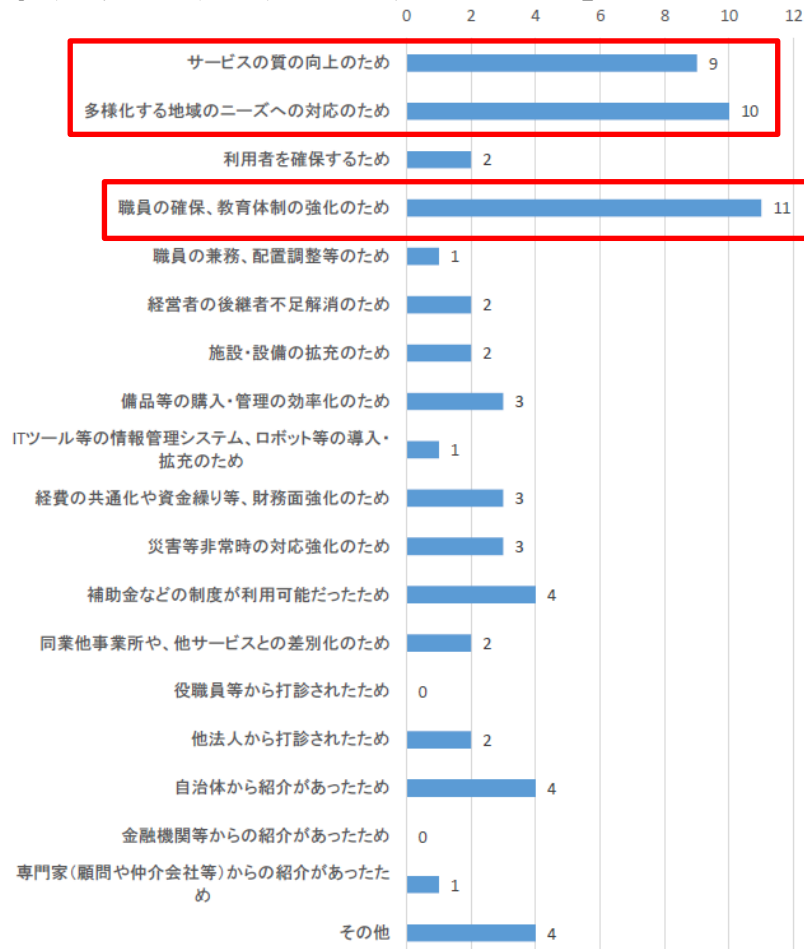
（経営の大規模化・協働化等）

- 介護人材不足への対応や、安定的なサービス提供を可能とする観点からは、介護の経営の大規模化・協働化により、サービスの品質を担保しつつ、管理部門の共有化・効率化やアウトソーシングの活用などにより、人材や資源を有効に活用することが重要である。
- 令和3年度老人保健健康増進等事業においては、合併等の介護事業所の大規模化や、事業所間での連携を行う等の協働化事例の実態把握を行い、事例集の作成・周知が行われているが、社会福祉連携推進法人の一層の活用促進も含め、地域の実情等を踏まえた経営の大規模化・協働化に向けた好事例の更なる横展開を図る必要がある。さらに、こうした取組を推進するに当たって、障壁となる要因について検証することも重要である。

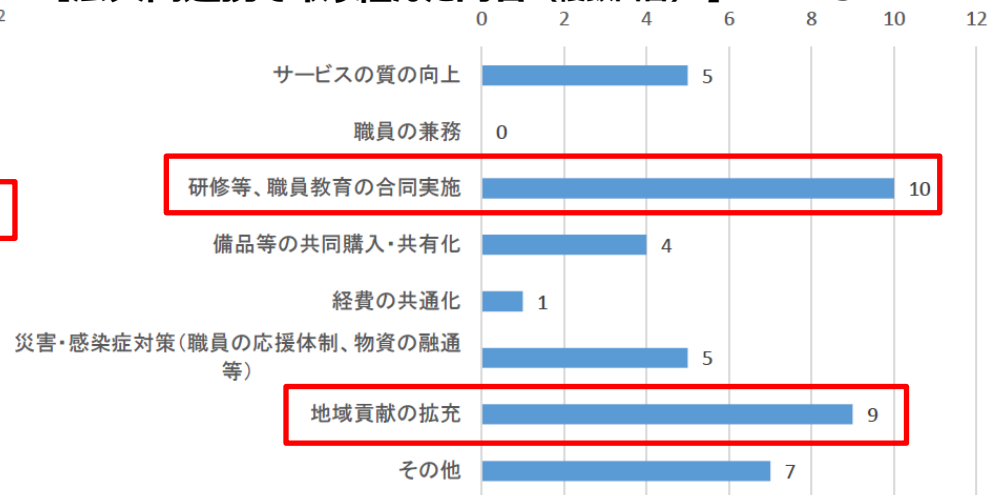
介護サービス事業所の経営の協働化の事例①（アンケート調査）

- 小規模法人のネットワーク化を実施した団体等を対象としたアンケート調査によれば、法人間連携を実施したきっかけは、「職員の確保、教育体制の強化のため」が最も多く、「多様化する地域のニーズへの対応のため」、「サービスの質の向上のため」が続いた。
- 法人間連携で取り組んだ内容は、「研修等、職員教育の合同実施」が最も多く、「地域貢献の拡充」が続いた。

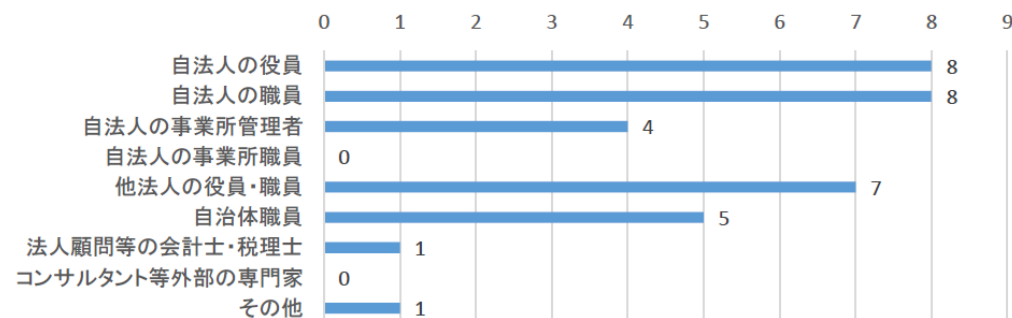
【法人間連携を実施したきっかけ（複数回答）】 n=13



【法人間連携で取り組んだ内容（複数回答）】 n=13



【法人間連携の推進役（複数回答）】 n=13



※1 小規模法人のネットワーク化による協働推進事業費補助金利用団体等が対象。

※2 本調査において「法人間連携」とは、複数の法人間で協力関係を構築することをいい、地域課題等に対して協働で対応すること、人材確保や災害対応等を法人間で協力することなどの取組等が含まれる。

介護サービス事業所の経営の協働化の事例②（インタビュー調査）

協働化の好事例では、平成29年の社会福祉法改正により社会福祉法人の役割に「地域における公益的な取組」が位置づけられたこと等を契機とした連携が行われていた。協働化により、教育体制の整備による人材育成、共同購入・経費削減、地域貢献などの成果が得られている。

協働化（法人間連携）の経緯

協働化により得られた成果

妻有地域包括ケア研究会 (12法人・88拠点・164事業所)

- 新潟県地域振興局健康福祉部より提案があり、設立準備委員会を立ち上げて開設。

- 人財育成の協働化により、ケアの質向上、職員のやりがい・働きがいにつながり、離職率が2桁から1桁に落ち着いた。
- 備品の共同購入によりボリュームディスカウントを受けることができた。

一般社団法人福智町社会福祉連携協議会 (24法人・52事業所)

- 平成29年の社会福祉法の改正を契機として、社会福祉協議会が推進役を担い、平成28年6月に福智町社会福祉法人公益活動連携協議会を設立。
- 令和3年4月に法人化。

- 合同での人財募集のチラシ作成や、専用ページの開設、外国人介護人材の受入体制等の整備を行った。また、合同研修により講師費用等を抑えることができた。
- マスクや抗原検査キットなどの共同購入を実施。また、電力会社と交渉し大規模特約割引契約に至った。

やまがの介護協働推進ネットワーク (10法人・10事業所)

- 介護崩壊の危機感を契機として、生活支援コーディネーターのいる法人が中心となり、連携を実施。

- 地域住民と施設職員との共同研修を実施。
- 山鹿市の全世帯に求人チラシを年2回配布。在宅を支援する職員が不足しているため、「働くことのできる高齢者」等へ働きかけ、職員確保に務めている。

※令和3年度老人保健健康増進等事業「介護経営の大規模化・協働化に関する調査研究事業事例集」をもとに作成

介護サービス事業所の経営の大規模化①（アンケート調査）

大規模法人を対象としたアンケート調査によれば、事業展開・法人間連携を実施した目的は、「地域のニーズへの対応」が最も多く、「職員の採用強化」、「ITツール等の導入」、「災害時非常時の対応」、「財務面の強化」が続いた。

【事業展開・法人間連携を実施した目的（複数回答）】 n=41



※1 介護福祉施設を1事業所以上含む10億円以上の事業活動収入があり、複数サービスを提供する法人が対象。

※2 本調査において「事業展開」とは、合併(新設・吸収)、事業譲渡等、多角化のうち1つ以上を行うことをいう。「法人間連携」とは、複数の法人間で協力関係を構築することをいい、地域課題等に対して協働で対応すること、人材確保や災害対応等を法人間で協力することなどの取組等が含まれる。

【出典】令和3年度老人保健健康増進等事業「介護経営の大規模化・協働化に関する調査研究事業報告書」

介護サービス事業所の経営の大規模化②（インタビュー調査）

大規模化の好事例では、大規模化自体を目的とするのではなく、地域のニーズに応える形で事業展開が行われていた。大規模化により、教育体系の見直しによる離職率低下、法人全体での有資格者の確保、経営の安定化、利用者のニーズへの対応強化、一括仕入れによるコスト減などの成果が得られている。

大規模化（事業展開）の経緯

大規模化により得られた成果

社会福祉法人 小田原福祉会 (40事業所)

- ・自治体の介護保険事業計画の公募にエントリーして採択され、小多機・地域密着型特養を設置。その後も依頼に応じて地域包括支援センターを開設する等して事業を拡大。

- ・中央集権型組織から現場への権限移譲を意図した「アメーバ経営」を導入、現場の若いリーダーが当事者意識を持ち、当事者意識を持つことにつながった。
- ・新卒内定者向けの初任者研修の実施、チューター制の導入などの教育体系の整備により、離職率が低下。

社会福祉法人 九十九里ホーム (11事業所)

- ・隣町からサービス事業所設置依頼を受け、土地提供を条件に施設を設置するなど、都度発生する地域関連施設からのニーズに応じて大規模化。

- ・法人内の複数の施設で有資格者を確保できるため、一時的な人員減少の際も融通が利くようになった。
- ・小規模の場合、ある事業の赤字が続くと閉じるしかなかったが、大規模になり、一部が赤字でも全体として捉えることができるようになった。

社会福祉法人 北筑前福祉会 (24事業所)

- ・自宅での入浴が困難な高齢者がいるとの要望を受け、デイサービス事業を開始するなど、住民の困りごとや要望に答える形で事業を拡大。

- ・緊急時などに法人内での職員や物資、車両などの融通が利きやすくなった。
- ・事業拡大により、利用者の様々なニーズや困りごとに責任をもって対応できるようになった。
- ・法人全体で食材を一括仕入れをすることで、年間1000万円程度違いが出た。

※令和3年度老人保健健康増進等事業「介護経営の大規模化・協働化に関する調査研究事業事例集」をもとに作成

介護サービス事業所の経営の協働化・大規模化に当たっての課題（インタビュー調査）

協働化に当たっては、運営費の確保や法人間の温度差、推進役の確保、大規模化に当たっては、退職金制度等の人事制度の整備や管理職の教育体制が課題として挙げられた。

協働化（法人間連携）の課題

<運営費>

運営費としては、小規模法人ネットワーク化推進事業の補助金を活用していた。その他、年会費として、各法人から5,000～10,000円を徴収しているが、これだけではならず、中には寄付金付きの自動販売機の設定を促し、その配当金を運営費にするといった工夫を行っている団体もあった。しかしながら、補助金が無ければ、各法人の負担は大きくなるため、法人間連携の運営をどのように自立させていくか、資金繰りはどの団体も共通する課題である。

<法人間の結びつき>

法人間連携に対して、会員法人間でその必要性に関して温度差があった。これは、会員法人が一市町村一法人で設立されてきた歴史があり、それぞれの地域への想いがあるため、連携・協働化や連携法人化に対して意識が及ばない面があり、苦慮している様子である。また、各事業者は経営する上では競合関係であり、理念だけではなく具体的な成果や必要性を示すことが重要との指摘があった。地域の課題を見える化するとともに、事業を推進していく「推進役」がいなければ、協働化はなかなか進まないと言える。

大規模化の課題

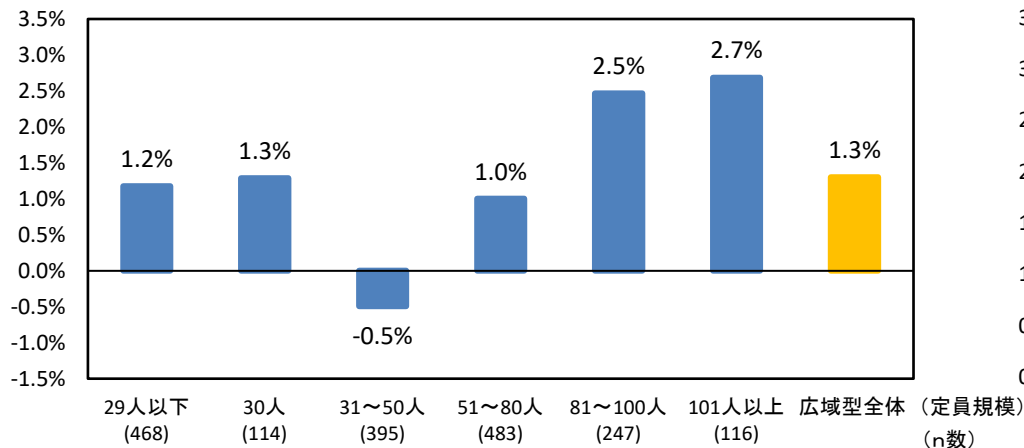
<人事制度・教育体制>

大規模化の課題としては、人財確保や教育体制を整備することがどの法人でも指摘された。小規模な組織から大規模化したために、組織内の制度的な問題が顕在化したことも報告された。例えば職員の退職金制度が施設ごとに異なっていることから、施設間のバランスをとることが難しいことなどであり、こうした点には留意する必要がある。また、教育体制が追い付かず、事業所の管理を任せられる人財が不足するなど、事業を展開することにより新たな課題が露呈している。

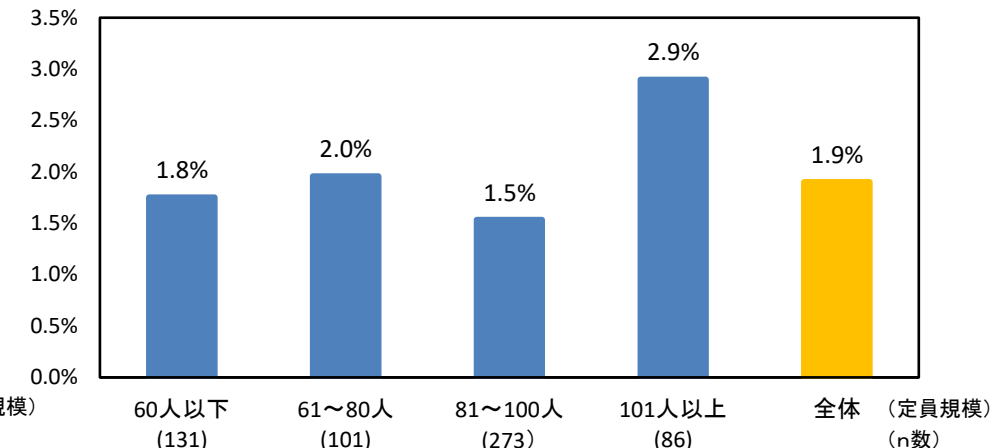
事業所規模別の収支差率（令和3年度決算）

○ 定員規模や延べ訪問回数、延べ利用者数別に収支差率をみると、サービス種別により違いはあるが、規模の大きい事業所の収支差率が高い傾向が一定程度確認できる。

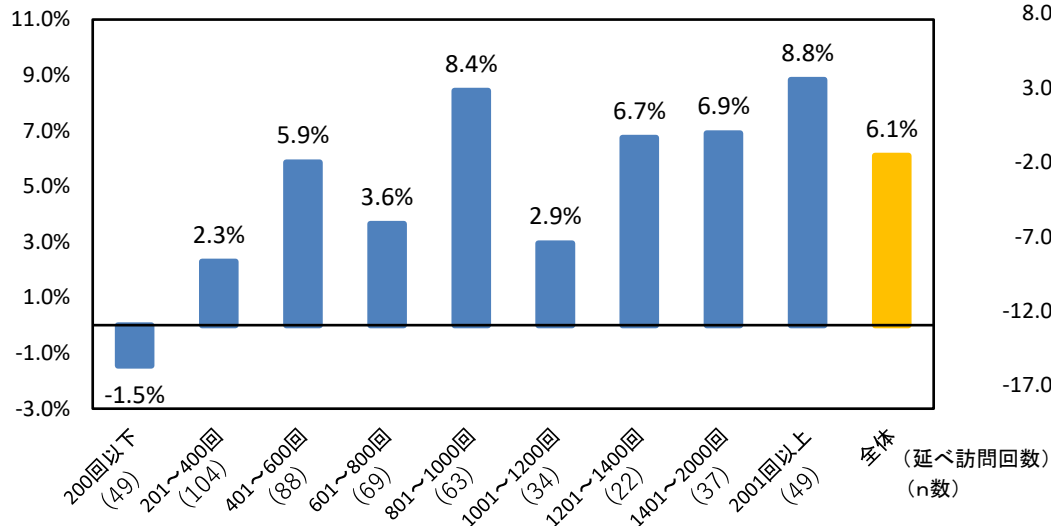
（収支差率） **【介護老人福祉施設】**



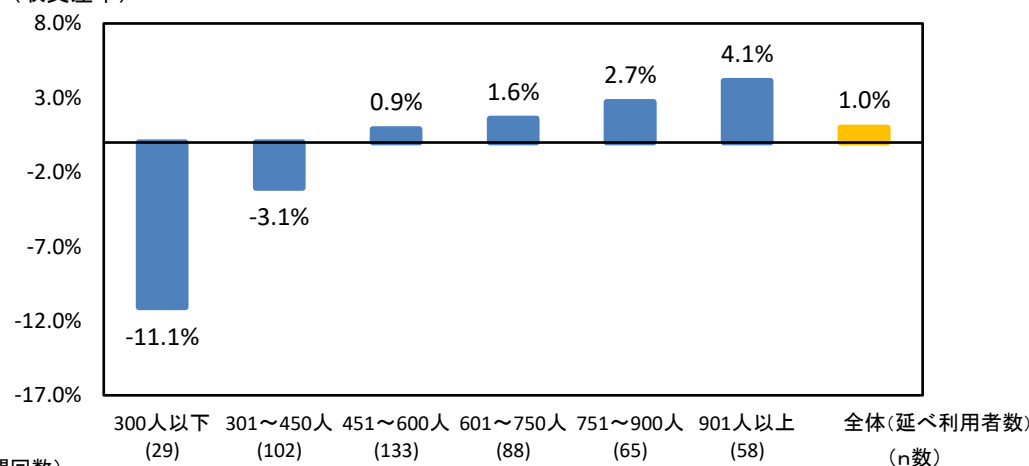
（収支差率） **【介護老人保健施設】**



（収支差率） **【訪問介護】**



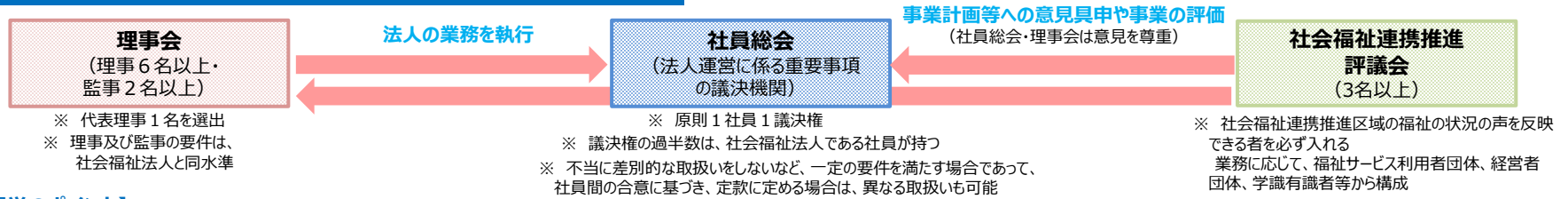
（収支差率） **【通所介護】**



社会福祉連携推進法人について

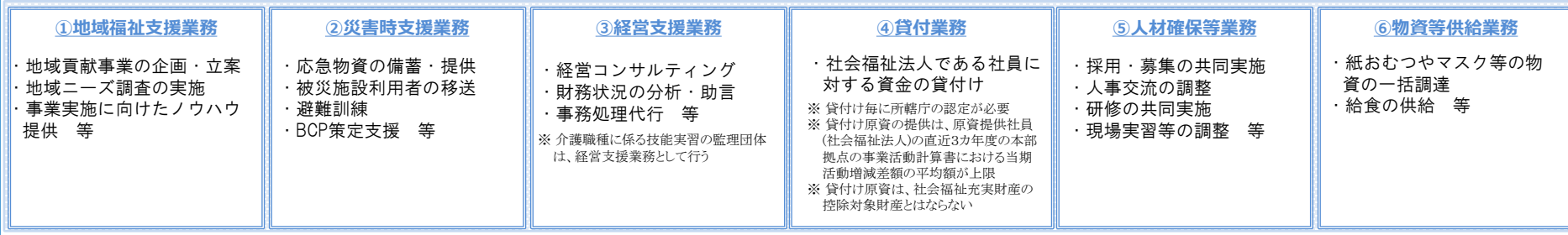
- 社会福祉連携推進法人は、①社員の社会福祉に係る業務の連携を推進し、②地域における良質かつ適切な福祉サービスを提供するとともに、③社会福祉法人の経営基盤の強化に資することを目的として、福祉サービス事業者間の連携方策の新たな選択肢として創設し、令和4年4月に施行。
 - 2以上の社会福祉法人等の法人が社員として参画し、その創意工夫による多様な取組を通じて、地域福祉の充実、災害対応力の強化、福祉サービス事業に係る経営の効率化、人材の確保・育成等を推進。
- ⇒ 社会福祉連携推進法人の設立により、**同じ目的意識を持つ法人が個々の自主性を保ちながら連携し、規模の大きさを活かした法人運営が可能**となる。

社会福祉連携推進法人(一般社団法人を認定)



【法人運営のポイント】

- **社会福祉連携推進区域**(業務の実施地域。実施地域の範囲に制約なし。)を定め、**社会福祉連携推進方針**(区域内の連携推進のための方針)を決定・公表
- **社会福祉連携推進業務**の実施 (以下の6業務の中から全部又は一部を選択して実施)
- 上記以外の業務の実施は、社会福祉連携推進業務の実施に支障のない範囲で実施可 (**社会福祉事業や同様の事業は実施不可**)
- 社員からの**会費、業務委託費等**による業務運営 (業務を遂行するための寄附の受付も可)
- 社員である法人の業務に支障が無い範囲で、**職員の兼務や設備の兼用可** (業務を遂行するための財産の保有も可)



会費等を支払い、社員として参画、社員総会において議決権を行使

社会福祉連携推進業務等を通じた便益を享受

【社員として参画できる法人の範囲】

※ 2以上の法人が参画し、参画する社員の過半数は社会福祉法人であることが必要

社会福祉法人

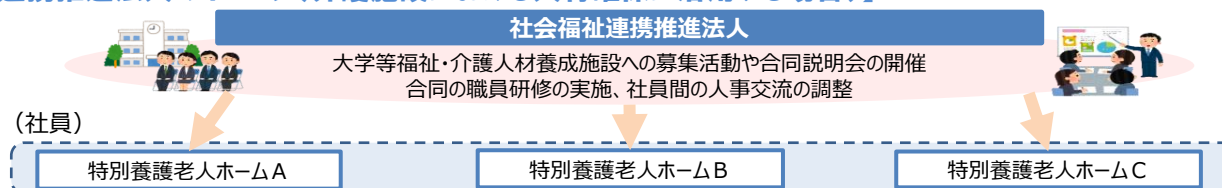
社会福祉事業を
経営する法人

社会福祉を目的
とする公益事業を
経営する法人

社会福祉事業等に従事
する者の養成機関を
経営する法人

※ 各法人は、複数の社会福祉連携推進法人に参画することが可能

【社会福祉連携推進法人のイメージ(介護施設における人材確保に活用する場合)】

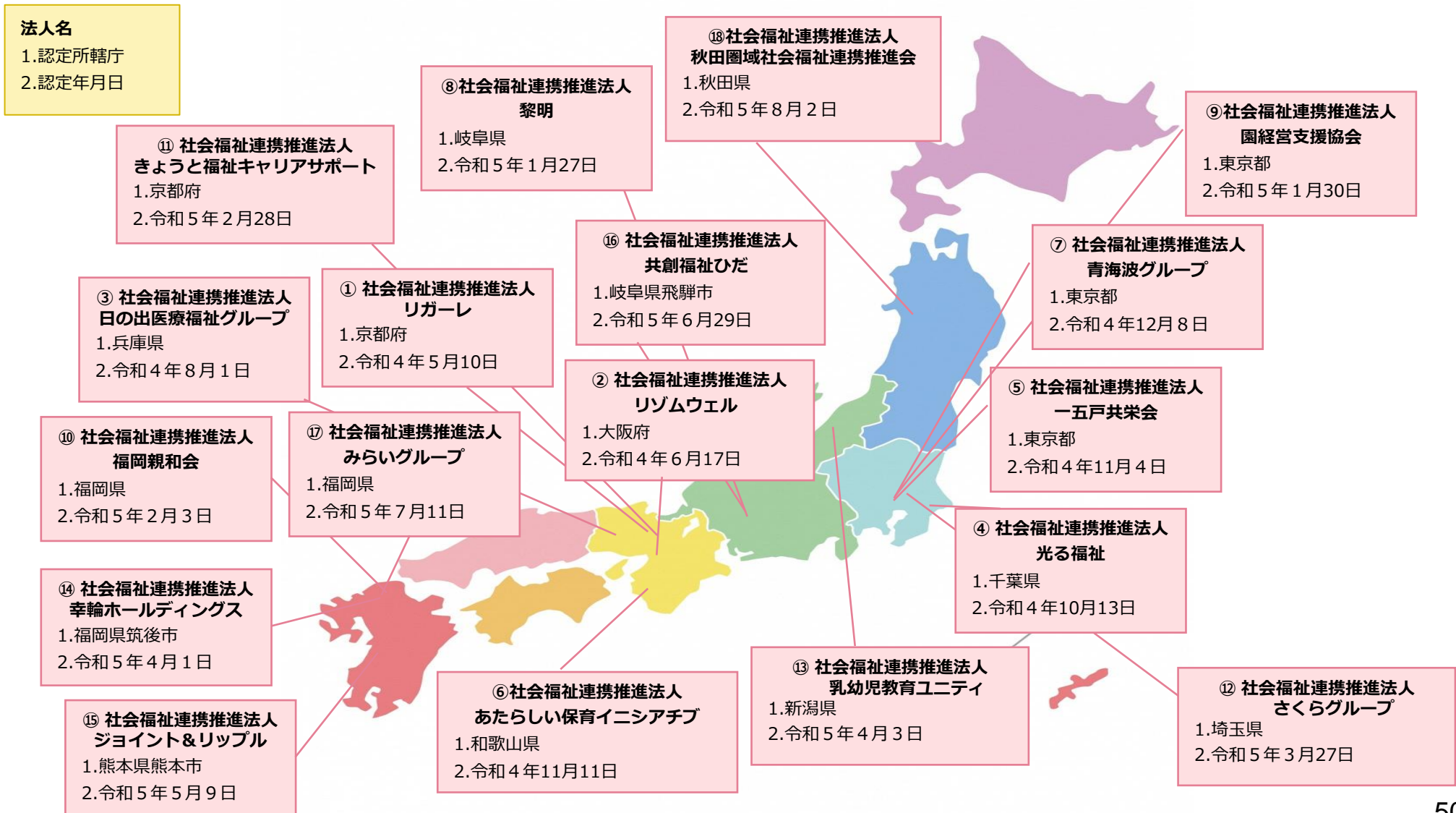


⇒ 学生等への訴求力の向上、福祉・介護人材の資質向上、採用・研修コストの縮減が期待

所轄庁(都道府県知事、市長(区長)、指定都市の長、厚生労働大臣のいづれか)
認定・指導監督

社会福祉連携推進法人の設立状況について

令和5年8月2日現在、認定があった社会福祉連携推進法人は**18法人**。（令和4年10月以降、新たに15法人が設立されている。）



小規模法人のネットワーク化による協働推進事業の拡充

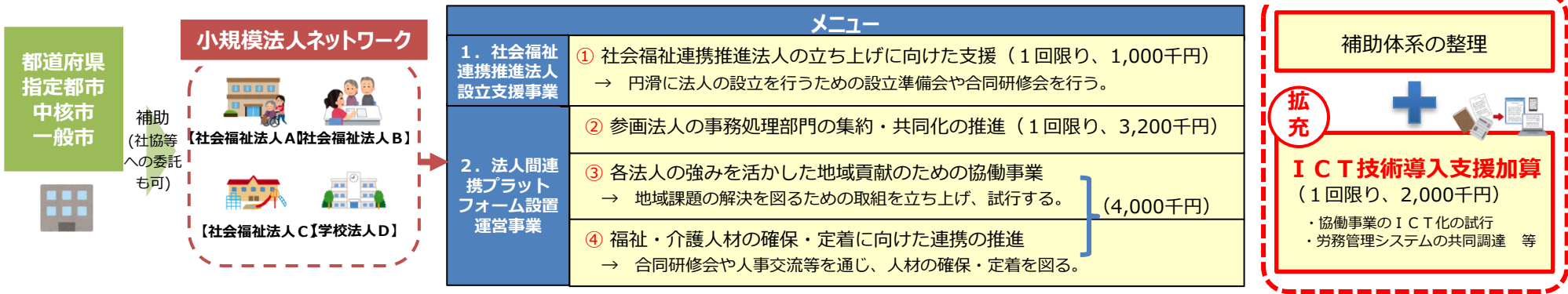
令和5年度当初予算 3.5億円 (3.5億円 (生活困窮者就労準備支援事業費等補助金の内数))


1 事業の目的

- 本事業は、小規模な社会福祉法人においても、「地域における公益的な取組」を行う責務を果たすため、複数の社会福祉法人等が参画するネットワークを構築し、ネットワーク参画法人のそれぞれの強みを活かした地域貢献のための協働事業を試行するとともに、協働事業に十分な人員体制の確保のため、合同研修や人事交流等の、福祉・介護人材の確保・定着に向けた取組を推進する事業である。
- また、希望するネットワークは、参画法人の事務処理部門の集約・共同化を行うことにより、参画法人の事務の効率化を図るとともに、令和4年4月から新たに施行され、より強固な連携・協働を行うことが可能となる「社会福祉連携推進法人」に移行することを見据えた基盤作りも可能。
- 令和4年度予算からメニュー化された「社会福祉連携推進法人の立ち上げに向けた支援」とあわせ、小規模法人の連携・協働化の支援を推進。

2 事業の概要・スキーム

- 社会福祉法人の地域の福祉ニーズへの対応力の強化や、経営基盤の強化のため、社会福祉連携推進法人の設立を推進するとともに、その設立に至らない小規模法人についても、引き続き連携による機能強化や基盤作りが重要。
- そのため、本事業について、補助年数等を明確化しつつ引き続き推進するとともに、取組を効率的・効果的に行うため、新たにICT技術を活用して取組を行う法人間連携プラットフォームに対する加算を新設する。
- 補助スキーム：国→都道府県・指定都市・中核市・一般市（特別区含む）（定額補助）



1. 介護現場の生産性向上をとりまく概況
2. 令和3年度介護報酬改定の内容
3. 関連する各種意見・実証結果等
 - (1) 介護現場の生産性向上の推進
 - (2) 経営の協働化・大規模化
-  **4. 現状と課題及び論点**
5. 参考資料

介護現場における生産性向上の推進の現状と課題

<現状と課題>

- 介護現場における生産性向上とは、介護ロボット等のテクノロジーの活用やいわゆる介護助手の活躍により、業務の改善や効率化等を進めることによって、職員の業務負担の軽減を図るとともに、業務の改善や効率化により生み出した時間を直接的な介護ケアの業務に充て、利用者と職員が接する時間を増やすなど、介護サービスの質の向上にも繋げていくことなどを考えている。
- 前回の令和3年度介護報酬改定では、主に以下を実施した。
 - ① 見守り機器等を導入した場合の夜勤職員配置加算等の見直し
 - ② 見守り機器を導入した場合の夜間における人員配置基準の緩和
 - ③ テクノロジーの活用によるサービスの質の向上や業務効率化の推進
- 令和3年度介護報酬改定に関する審議報告において、「テクノロジーを活用した場合の人員基準の緩和等について、利用者の安全確保やケアの質、職員の負担、人材の有効活用の観点から、実際にケアの質や職員の負担にどのような影響があったのか等、施行後の状況を把握・検証するとともに、実証データの収集に努めながら、必要な対応や、介護サービスの質や職員の負担に配慮しつつ、更なる介護現場の生産性向上の方策について、検討していくべき」とされたところ。
- また、「規制改革実施計画」（令和4年6月7日閣議決定）において、先進的な取組を行うなど一定の要件を満たす高齢者施設における人員配置基準の特例的な柔軟化の可否については、先進的な特定施設（介護付き有料老人ホーム）等において実証事業を行い、社会保障審議会介護給付費分科会へ意見を聴き、論点を整理するなど、所要の検討を行い、令和5年度中に結論を得て、速やかに必要な措置を講ずることとされたところ。
- 審議報告を踏まえ、テクノロジーを活用した場合の人員基準の緩和等の影響や改定後の状況の把握・検証を行うため、介護現場でのテクノロジー活用に関する調査研究事業を行ったところ、見守り支援機器の活用による職員の負担軽減やケアの質の向上への効果、体制整備による職場環境の改善等が確認される一方、介護ロボットの導入割合は見守り支援機器で30%（入居・泊まり・居住系）、入浴支援で11.1%（入居・泊まり・居住系）、介護業務支援機器で10.2%（入居・泊まり・居住系）等であり、介護ロボット等のテクノロジーの導入は、事業所全体に幅広く普及しているとはいえない状況であった。

介護現場における生産性向上の推進の現状と課題及び論点

<現状と課題>

- このような中で、令和3年度以降に介護ロボット等による生産性向上の取組に関する効果測定事業（以下、効果測定事業という）を行い、「見守り機器等を活用した夜間見守り」、「見守り機器以外の介護ロボットの活用」、「いわゆる介護助手の活用」、先進的な取組を行う施設における実証を含めた「介護事業所からの提案手法」に関する実証を行ったところ、
 - ・ 見守り機器の導入割合に応じた「直接介護」と「巡回・移動」の合計時間の削減や、適時的な利用者へのケアの提供による、ケアの質の確保
 - ・ 介護現場の課題やニーズに合わせた介護ロボットの活用による適切なタイミングでの利用者へのケアの提供や、介護職員の負担軽減
 - ・ テクノロジーの活用及びいわゆる介護助手が間接業務を担うことによる介護職員の業務時間の削減とケアの質向上に資する時間の増加等の結果が確認された。
- 令和5年度の効果測定事業においても、令和4年度に実証した提案手法の更なる検証を含め、エビデンスの収集・蓄積を継続して行っている。
- また、現在、介護助手等を導入（雇用）している介護施設・事業所は全体の約51%と介護助手等の活用は進んできており、女性や60歳以上の方などが介護助手等として活躍されていた。

<論点>

- 今後、介護サービスの需要が更に高まる一方、生産年齢人口が急激に減少していくことが見込まれ、介護人材の確保は喫緊の課題となっている。
こうした状況を踏まえ、
 - ・ 利用者のQOLや安全等の確保を図りつつ、介護職員の業務負担軽減や介護サービスの質の向上を図り、
 - ・ 多様な人材がやりがいをもって働くことができる介護現場となるように、更なるテクノロジーの活用やいわゆる介護助手の活躍を推進するに当たって、どのような方策が考えられるか。


経営の協働化・大規模化の現状と課題及び論点

<現状と課題>

- 介護人材不足への対応や生産性の向上、安定的なサービス提供を可能とする観点からは、介護の経営の協働化・大規模化により人材や資源を効果的・効率的に活用することが重要。
- 令和3年度老人保健健康増進等事業において、事業所間での連携を行う等の協働化や、介護事業所の大規模化事例の実態把握を行い、事例集の作成・周知を行ったところ。
- 協働化（法人間連携）を実施したきっかけは、「職員の確保、教育体制の強化のため」が最も多く、「多様化する地域のニーズへの対応のため」、「サービスの質の向上のため」が続いた。協働化で取り組んだ内容は、「研修等、職員教育の合同実施」が最も多く、「地域貢献の拡充」が続いた。協働化の好事例では、教育体制の整備による人材育成、共同購入・経費削減、地域貢献などの成果が得られている。
- 事業展開・法人間連携を実施した目的は、「地域のニーズへの対応」が最も多く、「職員の採用強化」、「ITツール等の導入」、「災害時非常時の対応」、「財務面の強化」が続いた。大規模化の好事例では、教育体系の見直しによる離職率低下、法人全体での有資格者の確保、経営の安定化、利用者のニーズへの対応強化、一括仕入れによるコスト減等の成果が得られている。
- 2以上の社会福祉法人等を社員として、相互の業務連携を推進する「社会福祉連携推進法人」制度が令和4年4月に施行され、現在までに18法人が設立されており、引き続き活用に向けた周知を行っている。

<論点>

- 地域の実情等を踏まえた経営の協働化・大規模化の推進について、どのような方策が考えられるか。

1. 介護現場の生産性向上をとりまく概況
2. 令和3年度介護報酬改定の内容
3. 関連する各種意見・実証結果等
 - (1) 介護現場の生産性向上の推進
 - (2) 経営の協働化・大規模化
4. 現状と課題及び論点
-  5. 参考資料

介護ロボットとは

1. ロボットの定義とは、

- 情報を感知（センサー系）
- 判断し（知能・制御系）
- 動作する（駆動系）

この3つの要素技術を有する、知能化した機械システム。

2. ロボット技術が応用され利用者の自立支援や介護者の負担の軽減に役立つ介護機器を介護ロボットと呼んでいる。

介護ロボットの例

移乗支援



装着型パワーアシスト
ト

移動支援



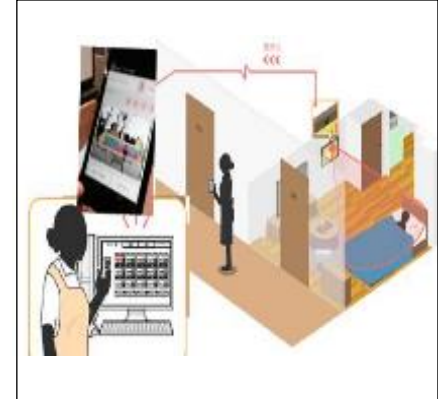
歩行アシストカート

排泄支援



自動排せつ処理装置

見守り

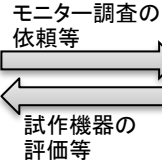


見守りセンサー

介護ロボットの開発支援の重点6分野

民間企業・研究機関等 <経産省中心>

○日本の高度な水準の工学技術を活用し、高齢者や介護現場の具体的なニーズを踏まえた**機器の開発支援**



介護現場 <厚労省中心>

○開発の早い段階から、現場のニーズの伝達や試作機器について**介護現場での実証**(モニター調査・評価)

開発重点分野

○経済産業省と厚生労働省において、重点的に開発支援する分野を特定

移乗支援

○装着



- ・ロボット技術を用いて介護者のパワーアシストを行う装着型の機器

○非装着



- ・ロボット技術を用いて介護者による抱え上げ動作のパワーアシストを行う非装着型の機器

移動支援

○屋外



- ・高齢者等の外出をサポートし、荷物等を安全に運搬できるロボット技術を用いた歩行支援機器

○屋内



- ・高齢者等の屋内移動や立ち座りをサポートし、特にトイレへの往復やトイレ内での姿勢保持を支援するロボット技術を用いた歩行支援機器

○装着



- ・高齢者等の外出をサポートし、転倒予防や歩行等を補助するロボット技術を用いた装着型の移動支援機器

排泄支援

○排泄物処理



- ・排泄物の処理にロボット技術を用いた設置位置調節可能なトイレ

○トイレ誘導



- ・ロボット技術を用いて排泄を予測し、的確なタイミングでトイレへ誘導する機器

○動作支援



- ・ロボット技術を用いてトイレ内での下衣の着脱等の排泄の一連の動作を支援する機器

見守り・コミュニケーション

○施設



- ・介護施設において使用する、センサーや外部通信機能を備えたロボット技術を用いた機器のプラットフォーム

○在宅



- ・在宅介護において使用する、転倒検知センサーや外部通信機能を備えたロボット技術を用いた機器のプラットフォーム

○生活支援



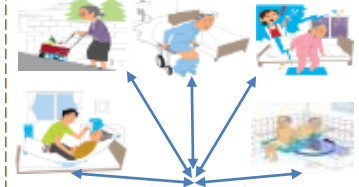
- ・高齢者等とのコミュニケーションにロボット技術を用いた生活支援機器

入浴支援



- ・ロボット技術を用いて浴槽に出入りする際の一連の動作を支援する機器

介護業務支援



- ・ロボット技術を用いて、見守り、移動支援、排泄支援をはじめとする介護業務に伴う情報を収集・蓄積し、それを基に、高齢者等の必要な支援に活用することを可能とする機器

介護助手について

介護分野の人手不足に対応するため、介護分野への参入のハードルを下げ、更なる介護人材を確保・支援する観点から、介護職の業務の機能分化を図り、掃除、配膳、見守り等の周辺業務を担う人材を活用することが有効。

イメージ「介護サービス事業における生産性向上に資するガイドライン」から

2. 業務の明確化と役割分担：(1) 業務全体の流れの再構築

- 1 現状** 役割分担やシフトが適切に設定されていないため、職員の負担増やケアの質の低下を招いている。
- 2 取組** 作業分析を行い、役割分担の見直しやシフトの組み換えを行う。
- 3 成果** 職員それぞれが従事する業務に向き合うことができる。



介護助手の定義（R2老健事業より）

1. 施設と直接の雇用関係にある（有償ボランティアや委託業者の職員は除く）
 2. 介護職員との役割分担により、利用者の身体に接することのない周辺業務※のみを担っている
- ※ 周辺業務とは、例えば、ベッドメイキングや食事の配膳などの他、施設サービスでは清掃、通所サービスでは送迎などの業務を含む

介護ロボット開発等加速化事業 (介護ロボットの開発・実証・普及のプラットフォーム)

令和5年度予算額(令和5年度当初予算)
5.0億円(5.0億円)
(参考) 令和4年度補正予算: 3.9億円

- 介護現場において、テクノロジーの活用などによるサービスの質の向上や職員の負担軽減といった生産性向上の推進は喫緊の課題となっており、見守りセンサーやICT等といった生産性向上に効果的なテクノロジーの普及をより強力に進めていく。
- 具体的には、①介護現場・ロボット開発企業の双方に対する一元的な相談窓口(地域拠点)、②開発機器の実証支援を行うリビングラボのネットワーク、③介護現場における実証フィールドからなる、介護ロボットの開発・実証・普及のプラットフォームを整備する。

介護施設等

開発企業等

介護ロボットの開発・実証・普及のプラットフォーム

①相談窓口(地域拠点)

介護ロボットに関する介護施設等からの導入相談、開発企業等からの実証相談へのきめ細かな対応

②リビングラボネットワーク

— 開発実証のアドバイザリーボード兼先行実証フィールドの役割 —

③介護現場における実証フィールド — エビデンスデータの蓄積 —

全国の介護施設の協力による大規模実証フィールド

<令和3年度補正予算の
拡充内容>

- 相談窓口の機能充実
 - ・相談窓口の増設
 - ・アドバイザー職員の増員
- 大規模実証に係る対象施設数の拡充等

※リビングラボとは、実際の生活空間を再現し、新しい技術やサービスの開発を行うなど、介護現場のニーズを踏まえた介護ロボットの開発を支援するための拠点

<感染症対策に資する非接触対応に効果的なテクノロジーの例>

<見守りセンサー>

居室内の利用者の状況(ベッドから離れた場合や転倒した場合等)をセンサーで感知
→遠方から効率的な見守りが可能になる。



<ICT(インカム)>

遠方にいながら職員間での利用者の状況の共有が可能になる。



<移乗支援(非装着型)>

利用者の抱え上げをロボットが代替し、接触対応が軽減される。



介護生産性向上推進総合事業(地域医療介護総合確保基金(介護従事者確保分))

令和5年度当初予算額：地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）137億円の内数

1 事業の目的

都道府県が主体となって、関係機関との協議会（都道府県介護現場革新会議）の実施、生産性向上や人材確保に関するワンストップ窓口である介護生産性向上総合相談センターの設置等の取組を行うことにより、介護現場における生産性向上や人材確保の取組を推進することを目的とする。

2 事業の概要等

(1) 都道府県介護現場革新会議に係る支援（必須）

- 事業内容
 - ① 介護現場革新会議の開催
 - ② 対応方針に基づき実施する事業（実施する場合）
 - ア 地域のモデル施設育成
 - イ 介護業界のイメージ改善
 - ウ その他（介護助手活用支援、外国人人材活用等）
- 補助対象等・・・会場費、委員旅費・謝金、モデル施設育成のための経費【1事業所あたり対象経費の1/2以内（上限500万円）】（コンサル、介護ロボット・介護ソフト導入、等）

(2) 介護生産性向上総合相談センターに係る支援（必須）

- ① 生産性向上の取組に関する研修会（取組手法、ICT活用等）
- ② 生産性向上に取り組む介護事業所に対する有識者の派遣（取組手法に対する助言、取組の見直しに関する助言等）
- ③ 介護事業所からの生産性向上・人材確保の取組等に関する相談対応（生産性向上の考え方や取組方法、課題への解決策等の相談、介護ロボットやICTの導入計画策定支援、電子申請・届出システム、ケアプランデータ連携システムの使用方法等）
- ④ 介護ロボット等の機器展示
- ⑤ 介護ロボットの試用貸出
- ⑥ 他の機関との連携

(3) 第三者による生産性向上の取組の支援（市町村が実施することも可）

- 対象事業所・・・介護事業所（介護保険法に基づく全サービスを対象とする）であって、地域全体における生産性向上に向けた取組の拡大にも資するものとして都道府県又は市町村が認めるもの
- 事業内容・・・業務改善支援事業者が対象となる介護事業所において ①事前評価（課題抽出）、②業務改善に係る助言・指導等、③事後評価等の支援を行い、それを踏まえた実地による個別支援を3回以上実施。
- 補助額・・・対象経費の1/2以内（上限30万円）

地域医療介護総合確保基金を活用した介護ロボットの導入支援

令和5年度当初予算額：地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）137億円の内数（地域医療介護総合確保基金137億円の内数）

※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 各都道府県に設置される地域医療介護総合確保基金を活用し、介護施設等に対する介護ロボットの導入支援を実施し、介護ロボットを活用した介護事業所の生産性向上の取組を通じて、ケアの質の確保や職員の負担軽減等を図る。

2 事業の概要等

補助対象

- 介護ロボット
 - …移乗支援、移動支援、排泄支援、見守り、入浴支援など、厚生労働省・経済産業省で定める「ロボット技術の介護利用における重点分野」に該当する介護ロボット
- 見守りセンサーの導入に伴う通信環境整備
 - …Wi-Fi環境の整備、インカム、見守りセンサー等の情報を介護記録にシステム連動させる情報連携のネットワーク構築経費 等

補助内容

※令和2年度(当初予算)以降の拡充分(下線部以外)は令和5年度までの実施

● 補助額

介護ロボット (1機器あたり)	・ 移乗支援(装着型・非装着型) ・ 入浴支援	上限100万円
	・ 上記以外	上限30万円
見守りセンサーの導入に伴う通信環境整備 (1事業所あたり)		上限750万円

● 補助上限台数

- …必要台数(制限の撤廃)

● 補助率

- …都道府県の裁量により設定
(一定の要件を満たす場合は3/4を下限、それ以外の事業所は1/2を下限)

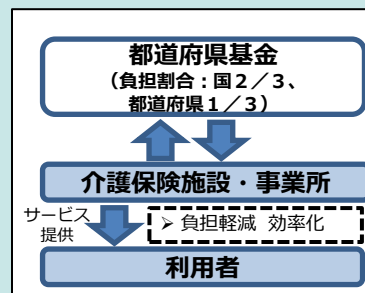
〈一定の要件〉…以下の要件を満たすこと

- ・ 導入計画書において目標とする人員配置を明確にした上で、見守りセンサーやインカム、介護記録ソフト等の複数の機器を導入し、職員の負担軽減等を図りつつ、人員体制を効率化させる場合

■ 対象となる介護ロボット (例)



■ 事業の流れ



■ 実績 (参考)

- 実施都道府県数：45都道府県 (令和3年度)
- 都道府県が認めた介護施設等の導入計画件数

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
導入計画件数	58	364	505	1,153	1,813	2,297	2,720

※1施設で複数の導入計画を作成することがあり得る

地域医療介護総合確保基金を利用したICT導入支援事業

令和5年度当初予算額：地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）137億円の内数（地域医療介護総合確保基金 137億円の内数）

※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 各都道府県に設置される地域医療介護総合確保基金を活用し、介護現場のICT化に向けた導入支援を実施し、ICTを活用した介護サービス事業所の業務効率化を通じて、職員の負担軽減を図る

2 事業の概要等

補助対象

※赤字が令和5年度拡充分。

※令和2年度（当初予算）以降の拡充分（下線部以外）は令和5年度までの実施

- 介護ソフト…記録、情報共有、請求業務で転記が不要であるもの、ケアプラン連携標準仕様、入退院時情報標準仕様、看護情報標準仕様を
実装しているもの（標準仕様の対象サービス種別の場合。各仕様への対応に伴うアップデートも含む）、財務諸表のCSV出力機能を有する
もの（機能実装のためのアップデートも含む）。
- 情報端末…タブレット端末、スマートフォン端末、インカム等
- 通信環境機器等…Wi-Fiルーター等
- その他…運用経費（クラウド利用料、サポート費、研修費、他事業所からの照会対応経費、バックオフィスソフト（勤怠管理、シフト管理等）等）

補助要件

- 導入計画の作成、導入効果報告（2年間）
- IPAが実施する「SECURITY ACTION」の「★一つ星」または「★★二つ星」のいずれかを宣言
- 以下に積極的に協力すること 等
 - ICTの活用により収支状況の改善が図られた場合においては、職員の賃金に還元すること（導入効果報告により確認）
 - LIFEによる情報収集・フィードバック
 - 他事業所からの照会に対応すること

補助上限額等

職員数に応じて都道府県が設定

- 1～10人 100万円
- 11～20人 160万円
- 21～30人 200万円
- 31人～ 260万円

補助割合

- 一定の要件を満たす場合は、3/4を下限に都道府県の裁量により設定
- それ以外の場合は、1/2を下限に都道府県の裁量により設定

補助割合を拡充する要件

〈3/4に拡充(以下のいずれかの要件を満たすこと)〉

- ケアプランデータ連携システム等の利用
- LIFEの「CSV連携仕様」を実装した介護ソフトで実際にデータ登録を実施等
- ICT導入計画で文書量を半減

実績	R1	R2	R3
実施自治体数	15	40	47
補助事業所数	195	2,560	5,371



- 文書量半減を実現できるICT導入計画の作成



介護ソフト・タブレット等の購入費用の補助 (R1年度～)



- ケアプランデータ連携システム等の利用
- LIFEのCSV連携仕様を活用しデータ登録

※ケアプランデータ連携システム…国保中央会に構築中。令和5年度本格稼働予定